

(改正後全文)

	障企自発0323第1号
	平成30年3月23日
一部改正	障企自発0912第1号
	令和元年9月12日
一部改正	障企自発0331第1号
	令和2年3月31日
一部改正	障企自発1225第1号
	令和2年12月25日
一部改正	障企自発0331第1号
	令和3年3月31日
一部改正	障企自発0331第1号
	令和4年3月31日

各 都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長
(公 印 省 略)

「補装具費支給事務取扱要領」の制定について

今般、「補装具費支給事務取扱要領」を別添の通り制定することとしたので、その旨御了知の上、貴管内市区町村及び身体障害者更生相談所等の関係機関へ周知願いたい。

なお、本取扱要領は地方自治法第245条の4の規定に基づく「技術的助言」として位置づけられるものであることにご留意願いたい。

これに伴って、『「義肢、装具及び座位保持装置給付事務取扱要領」の制定について』(平成14年2月1日障企発第0201001号) 及び『「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」の制定について』(平成18年9月29日障地発第0929002号) は廃止する。

(別紙)

補装具費支給事務取扱要領

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項及び第76条第2項に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）中の別表の1の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の補聴器、車椅子、電動車椅子及び歩行器に係る部分並びに3の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の人工内耳、車椅子及び電動車椅子については、それぞれ以下の第1から第7により取り扱われることとされたい。

なお、完成用部品は義肢、装具等の構成品であって、消費税が非課税となる身体障害者用物品ではないため、製作又は修理作業を伴わず完成用部品のみを購入又は借受けに係る補装具費を支給するものについては、告示により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入、借受け又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入、借受け又は修理に要した費用の額とする。以下「基準額」という。）の内訳に消費税相当額を含むこととなること。

また、告示第5項の規定により100分の95を乗ずることとするものは、以下の各「価格構成」中「基本価格」及び「製作要素価格」に係るものとし、同中「完成用部品価格」に係るものについては要しないこと。

第1 義肢、装具及び座位保持装置の基本的事項

1 殻構造義肢

(1) 製作工程

殻構造義肢は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素材費	義肢材料リストによる素材購入費
素材のロス	素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
材料管理費	素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費	製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
作業時間の余裕割増	製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
製造間接費	光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
管理販売経費	完成品の保管、販売に要する経費

また、殻構造義肢の価格は、次のように構成されていること。

殻構造義肢の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

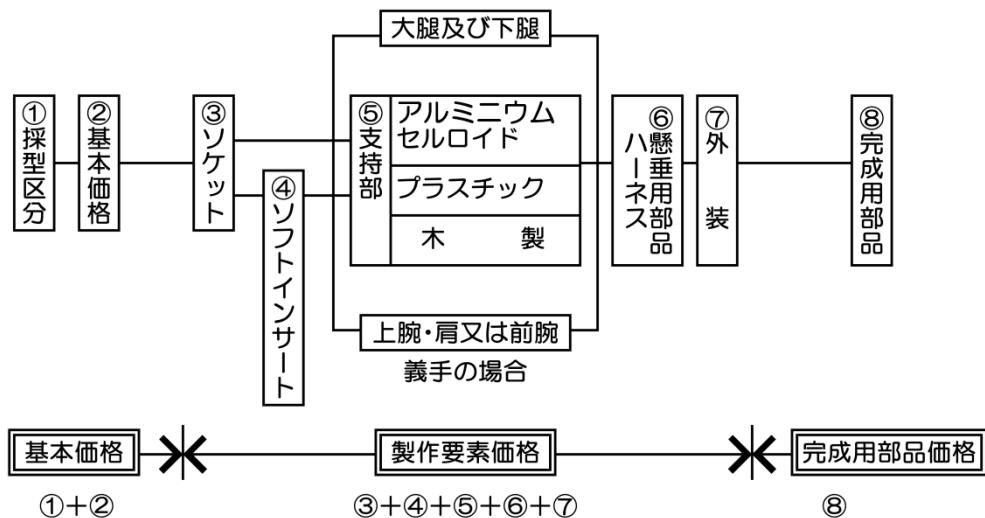
基本価格	採型使用材料費及び殻構造義肢の名称、型式別に設けられている基本工作に要する加工費の計
製作要素価格	材料の購入費及び当該材料を殻構造義肢の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
完成用部品価格	完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、殻構造義肢の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の100分の106に相当する額を上限とすること。(図-1参照)

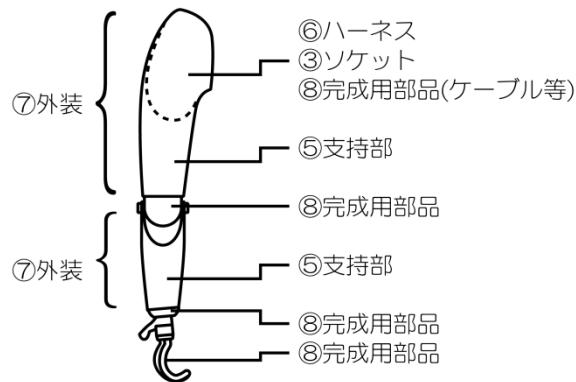
なお、義肢は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100分の106に相当」の趣旨は、殻構造義肢を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

殻構造義肢の構成は価格体系に基づき行われること。(図-2、3 参照)

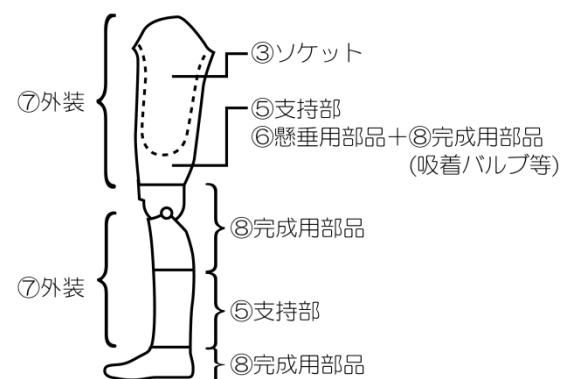
図-1 殻構造義肢の価格体系
作業用義足の場合（鉄脚使用）



図－2 肝構造上腕義手の構成例



図－3 肝構造大腿義足の構成例



(3) 基本価格

① 義手

ア 義手の基本価格は、「イの採型区分」(図－4参照)に基づきそれぞれ製作する義手の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。

イ 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| A-1 肩義手 | A-2 上腕義手 | A-3 肘義手 |
| A-4 前腕義手 | A-5 手義手 | A-6 手部義手 |
| A-7 手指義手 | | |

ウ 採型区分の「A-7」は、手指5本以内の切断を対象とし、多指切断であっても基本価格は一単位で取り扱うこと。

エ 頸上懸垂式ソケットとは、ミュンスター式及びノースウェスタン式のように上腕骨頸部を包み込み、懸垂装置をソケット自体が持つものであること。

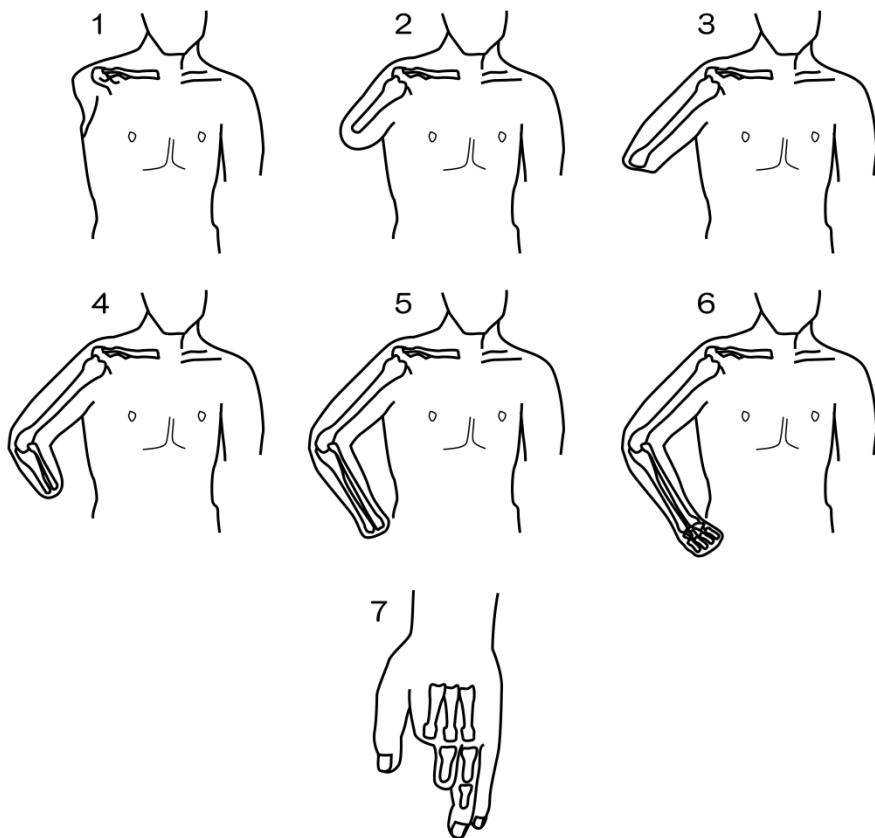
オ スプリットソケットとは、前腕極短断端に使用されるものでソケットと前腕支持部がセパレーツになっており、倍動ヒンジ継手又は断端操作式能動継手を持つものであること。

カ 義手の型式は、身体状況や日常生活の様々な場面に応じて選択されるものであり、支持部や完成用部品の肘継手、手先具の型式にかかわらず取り扱うこと。

キ 電動式は、筋電電極またはスイッチを用いて電動式の手先具や電動継手を操作するものであること。

ク 電動式の手先具は、電動ハンドもしくは電動フックを扱うものであること。

図-4 義手の採型区分



② 義足

ア 義足の基本価格は、「イの採型区分」(図-5参照)に基づきそれぞれ製作する義足の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。

イ 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

B-1 股義足 B-2 大腿義足 B-3 膝義足

B-4 下腿義足 B-5 下腿義足(サイム義足)、果義足

B-6 果義足、足根中足義足 B-7 足指義足

ウ 採型区分の「B-6」における下腿部支持式は、断端等の免荷が必要な場合、もしくは、下腿部のレバーアームを伸ばすことで断端にかかる力を分散する場合に用いるものであること。

エ 採型区分の「B-7」は、足指5本以内の切断を対象とし、多指切断であっても基本価格は一単位で取り扱うこと。

オ 義足の型式は、ソケットの機能型を表したものであるため、常用と作業用とは、足部の違いにより区分するものであること。

カ キップシャフト(短断端切断用)は、大腿短断端用で断端に屈曲拘縮がみられ、やむを得ず断端末近くに継手装置を取り付けた座位姿勢ができるような構造のものであること。

キ いわゆる坐骨収納型ソケットは、坐骨結節から恥骨枝の一部(骨盤の一

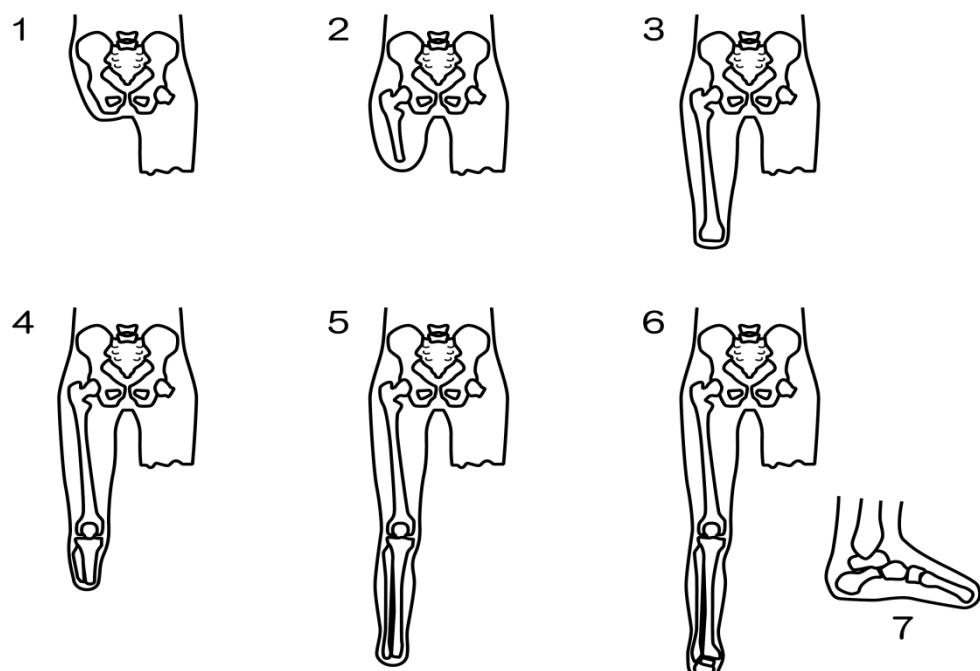
部分)と大転子(大腿骨)をソケット内に納め、大腿骨を内転位に保持することにより、歩行中における義足側の体重負荷に対する安定性を高められるよう設計されたものであること。

ク 大腿支柱付きは、断端に対する負荷を軽減する目的で使用されるものであること。

ケ 大腿義足・膝義足に、ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを用いた場合は、ライナー式により取り扱うこと。

コ 下腿義足で、全面が接触するよう製作したものについてはT S B式により取り扱うこと。なお、懸垂方法として、「エの製作要素価格」の「(イ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品」の義足懸垂用部品を組み合わせても良いこと。ただし、P T S式又はK B M式の義足懸垂方法を用いるときには、型式に合わせて取り扱うこと。

図-5 義足の採型区分



(4) 製作要素価格

① ソケット

ア ソケットの価格は、「イの採型区分」に基づきソケットの使用材料ごとに「(ア)のソケット」から選択すること。

イ 二重式ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、二重式ソケットの価格は、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。

ウ 熱硬化性樹脂とは、F.R.P.（繊維強化プラスチック）のこと、ラミネートされたものであること。

- エ 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱形成されたものであること。
 オ 電動式は、電極の取り付け加工を行うソケット製作のときのみ取り扱い、二重式ソケットの価格に電動式を重複して取り扱えないこと。

② ソフトインサート

- ア ソフトインサートの価格は、ソケットの採型区分に基づきソフトインサートの使用材料ごとに「(イ)のソフトインサート」から選択すること。
 イ 軟性発泡樹脂とは、P Eライト及びスポンジ等であること。
 ウ ソフトインサートとは、骨突起部、断端末等の除圧のために部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。
 エ 義手用及び義足用のソフトインサートの使用は、断端の表面の状況によりソケットのみでは不適合を生じる場合に限ること。
 オ シリコーンとは、F. R. P. 同様にラミネートされたものであり、完成用部品のライナーを加えられないこと。

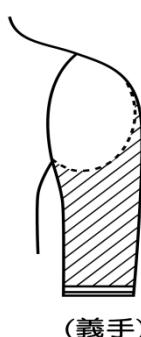
③ 支持部

- ア 装飾用、能動式、作業用又は電動式義手及び常用、作業用義足の場合
 (ア) 支持部の価格は、各部位の組立て、切削等の加工費であり、それぞれ使用材料ごとに「(ウ)の支持部」を加えること。
 (イ) 作業用義手は幹部を用いない場合、作業用義足は鉄脚を用いない場合に限る。
 (ウ) 支持部は、基本的には次のような方式により加算すること。ただし、手義手および手部義手は、電動式に限ること。また、電動義手の支持部はソケットを有する部分にのみ電動式を用い、他の部分は装飾用および能動式の支持部を用いること。

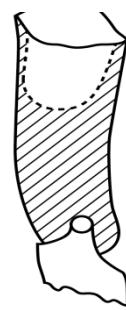
名 称	加 算 部 位
肩 義 手	肩部・上腕部・前腕部
肩 義 手 (電動式)	肩部 (電動式)・上腕部・前腕部
上 腕 義 手	上腕部・前腕部
上 腕 義 手 (電動式)	上腕部 (電動式)・前腕部
肘 義 手	上腕部 (電動式)・前腕部
前 腕 義 手	前腕部
前 腕 義 手 (電動式)	前腕部 (電動式)
手 義 手	前腕部
手 部 義 手	手部
股 義 足	股部・大腿部・下腿部
大 腿 義 足	大腿部・下腿部
下 腿 義 足	下腿部

- (エ) サイム義足及び下腿部支持式の場合に限り、ソケット自体が支持部となることから下腿支持部を加えること。
- (オ) 支持部の加算方法
- 図-6及び図-7のような斜線の部分をもつソケットの場合は、斜線部分の大小にかかわらず支持部を加えること。
 - 支持部の価格は、使用材料ごとに「(ウ)の支持部」を加えること。
 - 支持部に熱可塑性樹脂を使用する場合は、セルロイドに準じて加算すること。
 - オープンエンド型ソケットは、使用材料ごとに支持部の価格を加算すること。
 - 外装の価格は、使用材料ごとに「(オ)の外装」を加えること。
 - 熱可塑性樹脂で成型された支持部そのものが外装となる場合は、外装のプラスチックを加算することができないこと。
 - 図-8のような斜線の部分がないソケットの場合は、支持部を加えられないこと。ただし、外装を行う場合は、使用材料ごとに「(オ)の外装」を加えること。

図-6 支持部を加算できるソケット



(義手)



(義足)

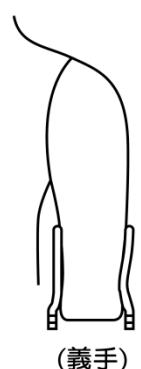


(義手)



(義足)

図-7 支持部を加算できるソケット



(義手)



(義足)

図-8 支持部を加算できないソケット

イ 作業用義手（幹部を用いる場合）及び作業用義足（鉄脚を用いる場合）

(ア) 作業用義手（幹部を用いる場合）

a 肩義手作業用及び上腕義手作業用の場合は、「(ウ)の支持部」の作業

用・上腕部のみを加えること。

- b 前腕義手作業用の場合は、「(ウ)の支持部」の作業用・前腕部のみを加えること。

(イ) 作業用義足（鉄脚を用いる場合）

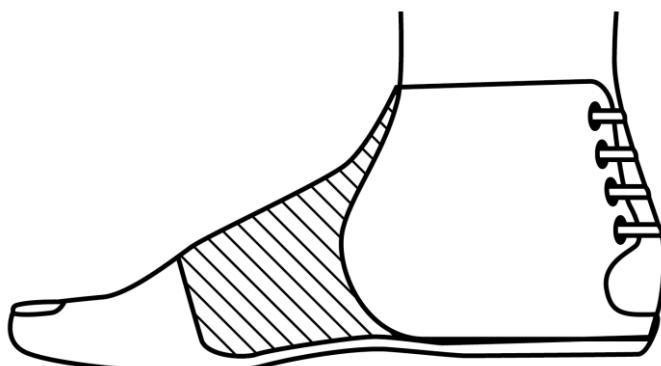
- a 股義足作業用及び大腿義足作業用の場合には、「(ウ)の支持部」の作業用・大腿部のみを加えること。

- b 下腿義足作業用の場合は、「(ウ)の支持部」の作業用・下腿部を加えること。

ウ 果義足、足根中足義足及び足指義足の場合

図-9のようにソケットと足先ゴムの間を軟性発泡樹脂で埋めた場合に「(ウ)の支持部」の足部を加えること。

図-9 支持部を加算できる足部



④ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

ア 義手用ハーネス

(ア) 各義手に用いられるハーネスの例を、以下の図-10から図-20に示す。

(イ) 肘義手用は上腕義手用に、手義手用及び手部義手用は前腕義手用に、それぞれ準じて取り扱うこと。

(ウ) 使用部品の項目に一式とされているものであっても、使用部品の組み合わせがされること。（図-14、15、18、19、20 参照）

(エ) 能動式に用いられるハーネスで、他の義手用ハーネスの組み合せを必要とする場合には、それぞれ組み合わせることができること。（図-20 参照）

図-10 胸郭バンド式肩ハーネス一式

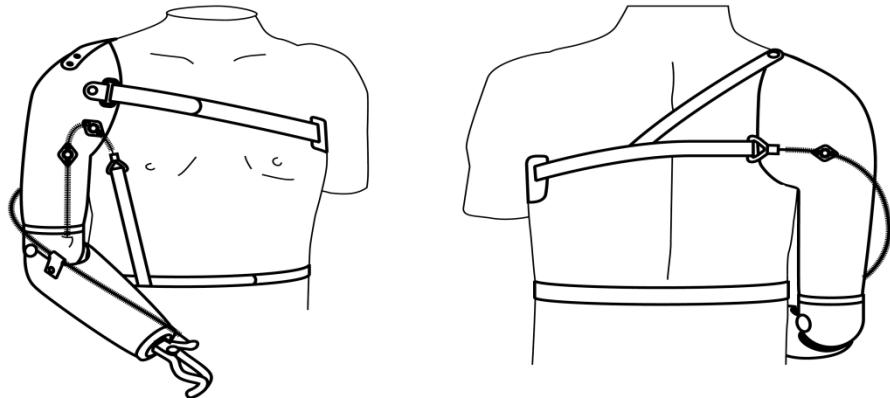


図-11 肩義手用及び上腕義手用肩たすき一式

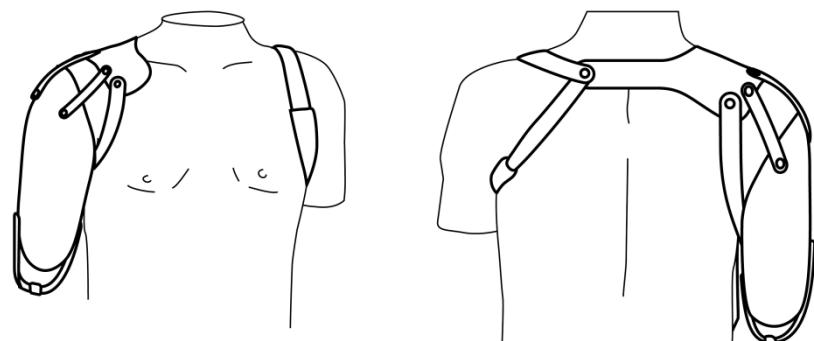


図-12 胸郭バンド式上腕ベルトハーネス一式

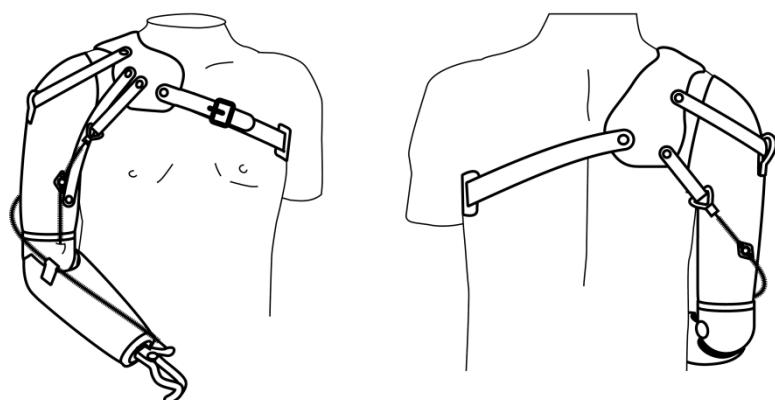


図-13 上腕義手用 8字ハーネス一式

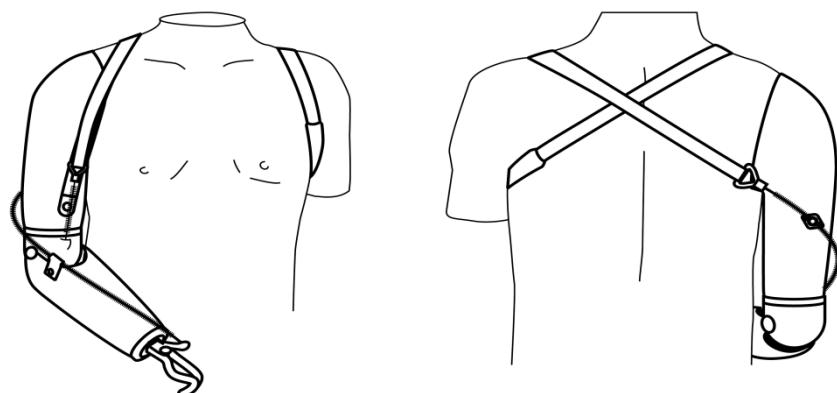


図-14 胸郭バンド式前腕ハーネス一式
(胸郭バンド式前腕ハーネス一式と上腕カフの組み合わせ)

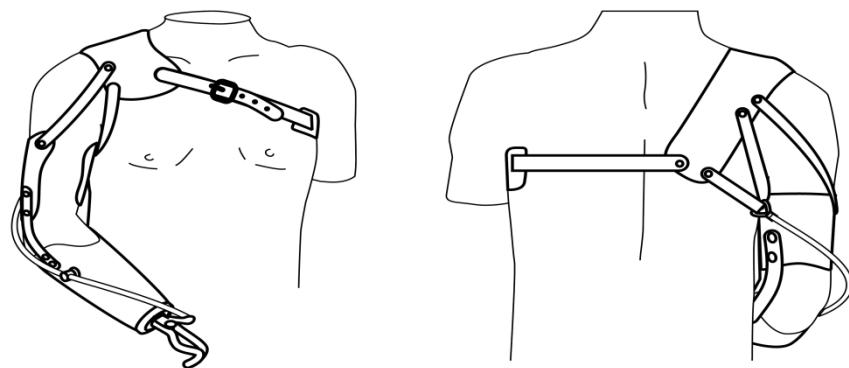


図-15 8字ハーネス一式と上腕カフの組み合わせ例
(前腕義手用)

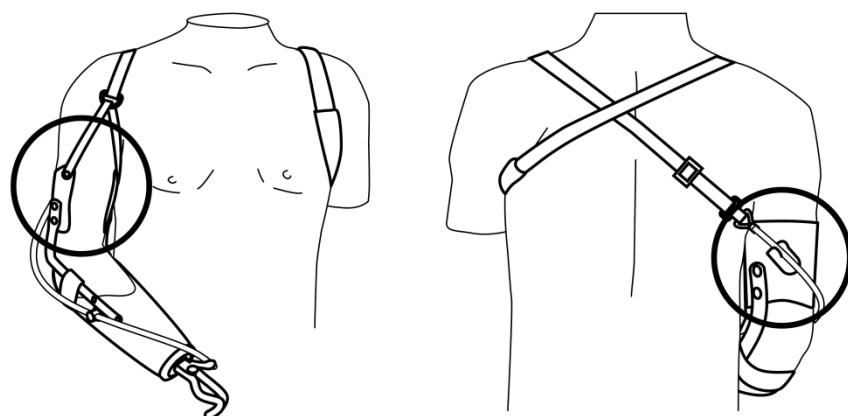


図-16 前腕義手用9字ハーネス一式

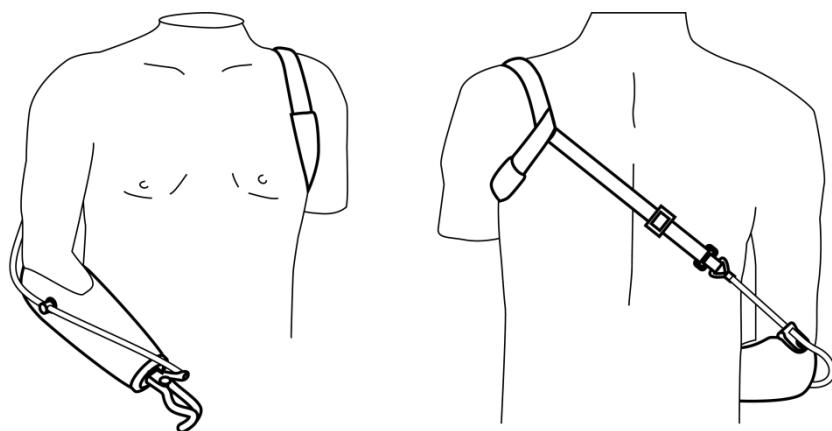


図-17 上腕カフ（装飾用カフバンド）

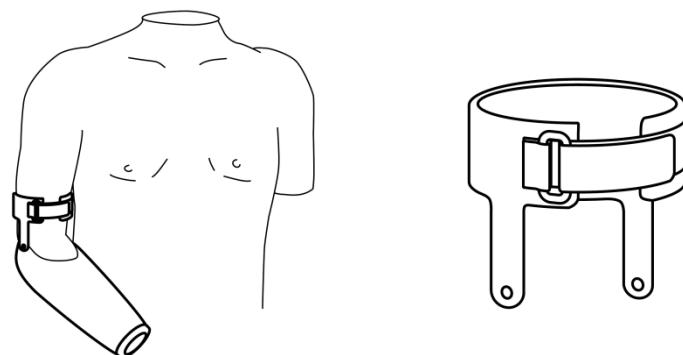


図-18 前腕義手用9字ハーネス式と上腕カフの組合せ

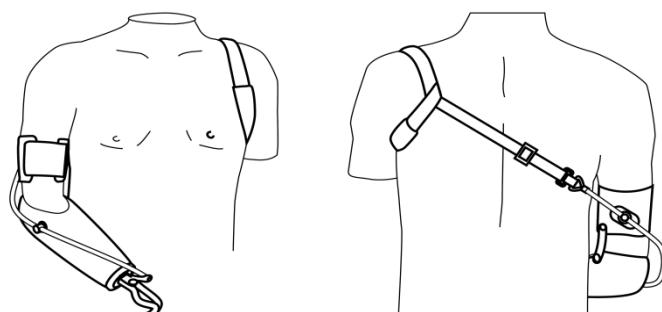


図-19 上腕カフ（三頭筋パッド）

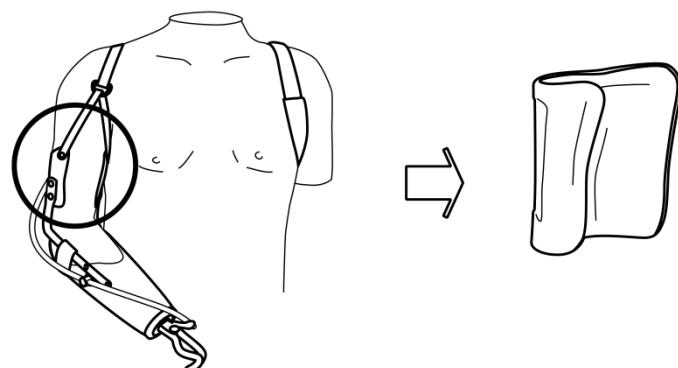
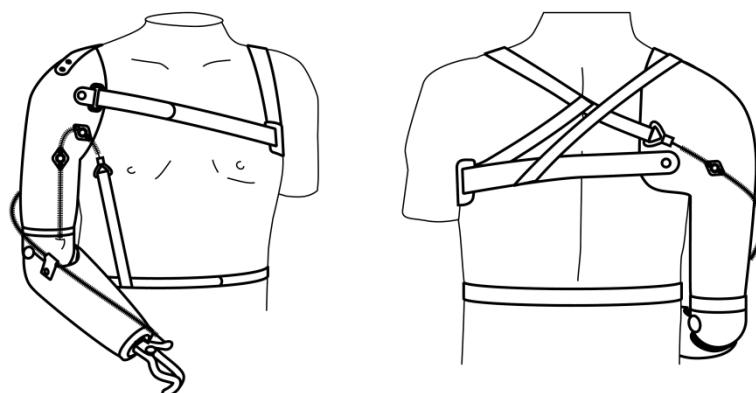


図-20 胸郭バンド式肩ハーネス式と前腕義手用9字ハーネス式の組合せ



イ 義足懸垂用部品

- (ア) 膝義足は大腿義足用に、サイム義足用は下腿義足用にそれぞれ準じて取り扱うこと。
- (イ) 使用部品の項目に一式とされているもの（大腿もも締め一式を除く。）は、他の義足懸垂部品を加えられないこと。（図-21 参照）
- (ウ) 使用部品の項目に一式とされていないものは、使用部品の組み合わせにより加算すること。（図-22、23 参照）
- (エ) 義足用股吊りの価格は、1本当たりのものであること。
- (オ) 軽便式・下腿義足常用普通用の懸垂用膝カフは、PTBカフベルトに準じて取り扱うこと。

図-21 シレジアバンドの区分

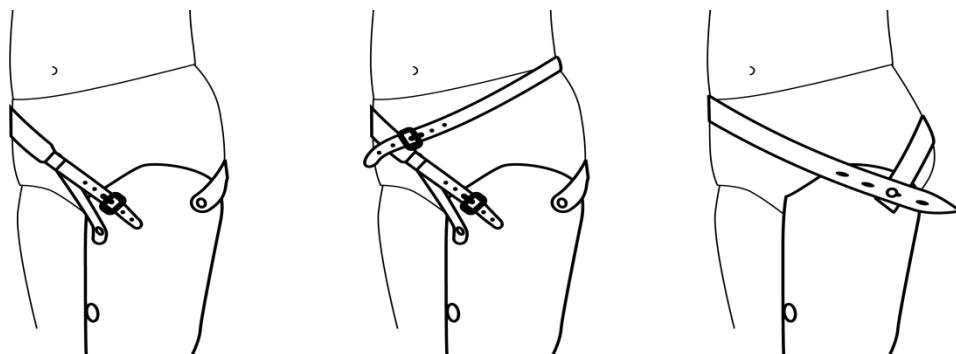


図-22 大腿義足懸垂部品の区分

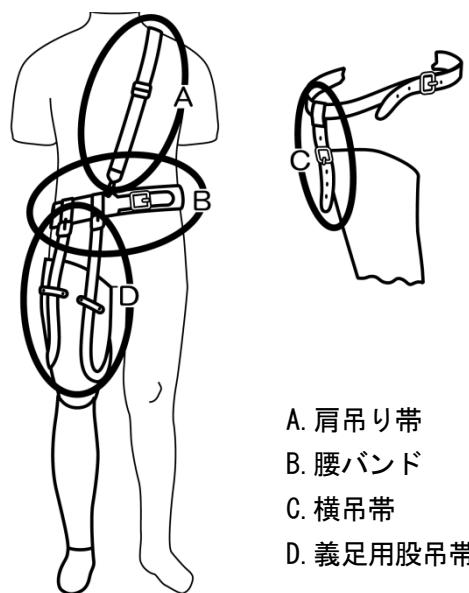
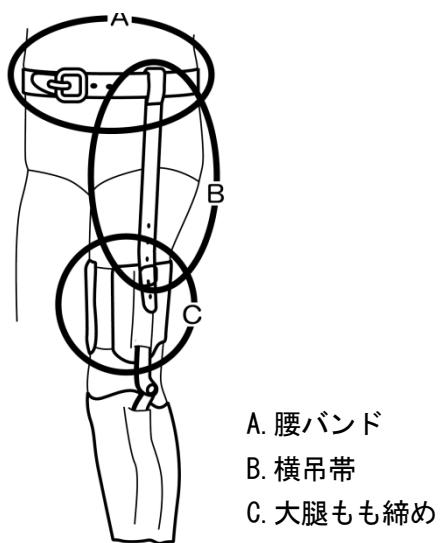


図-23 下腿義足懸垂用部品の区分



⑤ 外装

外装部位と使用材料により各部位ごとに加算すること。ただし、肩部、股部及び足部については、次によること。

ア 肩部

ソケット自体が外装を兼ねる場合は、外装を加算できないこと。

(図-24、25 参照)

図-24 外装を加算できない事例

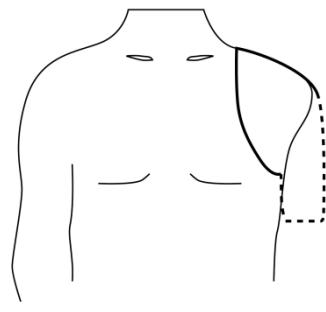
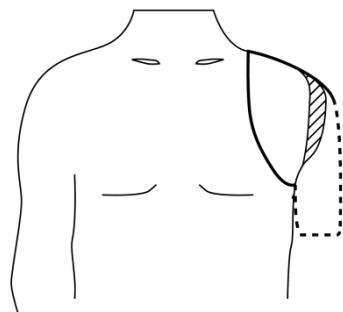


図-25 外装を加算できる事例



イ 股部

ソケット自体が外装を兼ねる場合は、外装を加算できないこと。

(図-26、27 参照)

図-26 外装を加算できない事例

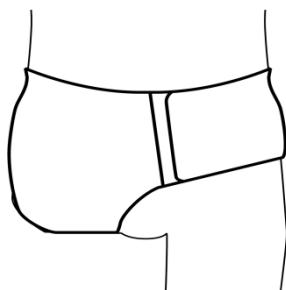
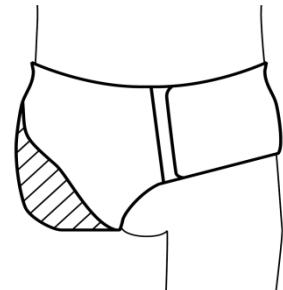


図-27 外装を加算できる事例



ウ 足部

(ア) 足部表革及び裏革については、木製足部の場合に加算することができること。ただし、生活環境等により、特に足部の耐久性を高める必要があると認められる場合は、木製足部以外の足部にも表革及び裏革を加算することができること。

(イ) 足部の外装にリアルソックスを使用する場合は、「才の完成用部品」を加えることができること。

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、「障害者の日常生活及び社会生活を

総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」の別添「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」（以下、「完成用部品の指定基準」という。）に定めるところによるものとする。ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

また、完成用部品のうち、再度製作する際に再利用できない部品は、借受けの対象とならないこと。

なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、骨格構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができる。

① 義手用部品

- ア 肩継手部品のうち筋金の価格は、1本当たりのものであること。
- イ 肩継手部品のうち筋金以外の部品は、一組又はセットの価格であること。
- ウ 手継手は、一組の価格であること。
- エ 義手の作業用に付ける手先具は、3個を範囲として必要な数だけ加算することができる。
- オ フック用先ゴムは1本当たりの価格とし、当分の間、6ヵ月分を限度として必要な数だけ一括支給することができる。
- カ 断端袋は、年間の上限額のみが定められているため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができる。

② 義足用部品

- ア 股継手部品のうち筋金の価格は、1本当たりのものであること。
- イ 股継手部品のうち筋金以外の部品は、一組又はセットの価格であること。
- ウ 次に掲げる部品については、足部が含まれた価格であること。（KI-BU-B19-1, KI-BU-B19-2）
- エ 断端袋は、年間の上限額のみが定められているため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができる。

（参考）殻構造義肢の基本工作法から考えられる必要な設備等

殻構造義肢の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下の参考のこと。

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況（筋収縮時と弛緩時の形状変化、知覚の状況等）、関節の運動機能の状況（屈伸、内転、外転等の関節可動域や筋力等）並びに肢位の観察及び特徴の把握、筋肉の走路及び筋電位出力の確認（電動式）	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法（断端の周径、断端長）及び角度を測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。（トレースのほか前後左右からの写真撮影による断端形状の正確な把握も必要。）	
(ウ) 採型	ギブス包帯法による断端の採型及び陰性モデルの順型（石膏の盛り削り修正）、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正。 ※断端の採型に当たっては、良肢位を保つため採型治具や補助具を用いる場合がある。また、断端の正確な形状を得る	

	ため場合によっては複数の義肢装具士が行う必要がある。	
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック（断端の筋、軟部組織の状態、体重支持、疼痛の有無、関節可動域、トリミングライン、電極の位置等）及び修正、継手の中心位置の設定。	真空成型機 カービングマシン 電気オーブン
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギブスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥。	
(カ) ソケット製作	陽性モデルへのストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAパックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング、電極ダミーの設定（電動式）。 ※ソケット構造によっては、完成用部品のコネクタ等支持部材を組み込み、注型を行う。この際、強度を確保するために、アライメント復元治具を用いて位置設定を行う。	真空ポンプ
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギブス等による支持部材外形の形成及び要素の結合、バッテリーおよびコントローラ収納場所の確保（電動式）。 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整。	カービングマシン
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組み合わせ及び結合、ハーネスの取付け。 足部：アライメントカッピングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組み合わせ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整。	ミシン
(ケ) 仮合せ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、電極の位置確認及び感度調整（電動式）、義手操作の基本指導並びに適合の修正。 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導。 ※義肢部品等の名称と機能の説明及びソケット等の装着方法の指導、留意事項の説明。 ※スタティックアライメントの調整の後、安定した歩行を得るためにダイナミックアライメントを決定する。	
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、ストッキネットの被覆及びラミネーション、感度調整用窓加工（電動式）。 義足：カッピングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検。	
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びにユーザーに対する義肢の取扱い方法の説明やメンテナンス、断端の衛生管理等の指導。	
※ 関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義肢の製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザーの希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 ・ 初期段階で、ユーザーに義肢を装着するまでの流れについて説明する。 ・ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・ 義肢の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ましいことをユーザーにご理解いただく。 	

製作所には、事務室、工作室等が必要であり、設備を配置した上で十分に動ける面積があること。具体例としては、以下に示す「(参考) 義肢製作所の面積例」を参照すること。(「2骨格構造義肢」、「3装具」についても、これを参照すること。)

設備欄に掲げる設備のほか、必要な工具等（例：復元器、コンターマシン、集塵器、ボール盤、グラインダー、バフグラインダー、溶接器、電動ドリル、パイプカッター、万力、八方ミシン、特殊ミシン、内周計、カッピング、ヒートガン等）を備えていること。(「2骨格構造義肢」、「3装具」についても、これを参照すること。)

(参考) 義肢製作所の面積例

室名等	面積 (坪数)	備考
事務室	16.5 m ²	5坪 受付、一般事務、待合室
採型室	16.5 m ²	5坪 測定、仮合せ、試歩行
工作室		
ギプス作業室	9.9 m ²	3坪 型流し、陽性モデル修正
機械室	9.9 m ²	3坪 集塵設備
一般組立室	19.8 m ²	6坪 作業台2台(義肢装具士2名以上)
倉庫	9.9 m ²	3坪 材料保管

2 骨格構造義肢

(1) 製作工程

骨格構造義肢は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素材費	義肢材料リストによる素材購入費
素材のロス	素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
材料管理費	素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費	製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
作業時間の余裕割増	製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
製造間接費	光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
管理販売経費	完成品の保管、販売に要する経費

また、骨格構造義肢の価格は、次のように構成されていること。

$$\text{骨格構造義肢の価格} = \text{基本価格} + \text{製作要素価格} + \text{完成用部品価格}$$

基本価格	採型使用材料費及び骨格構造義肢の名称、型式別に設けられている基本工作中に要する加工費の計
製作要素価格	材料の購入費及び当該材料を骨格構造義肢の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
完成用部品価格	完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、骨格構造義肢の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限とすること。(図-28 参照)

なお、義肢は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100 分の 106 に相当」の趣旨は、骨格構造義肢を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されているため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。骨格構造義肢の構成は価格体系に基づき行われること。(図-29、30 参照)

図-28 骨格構造義肢の価格体系

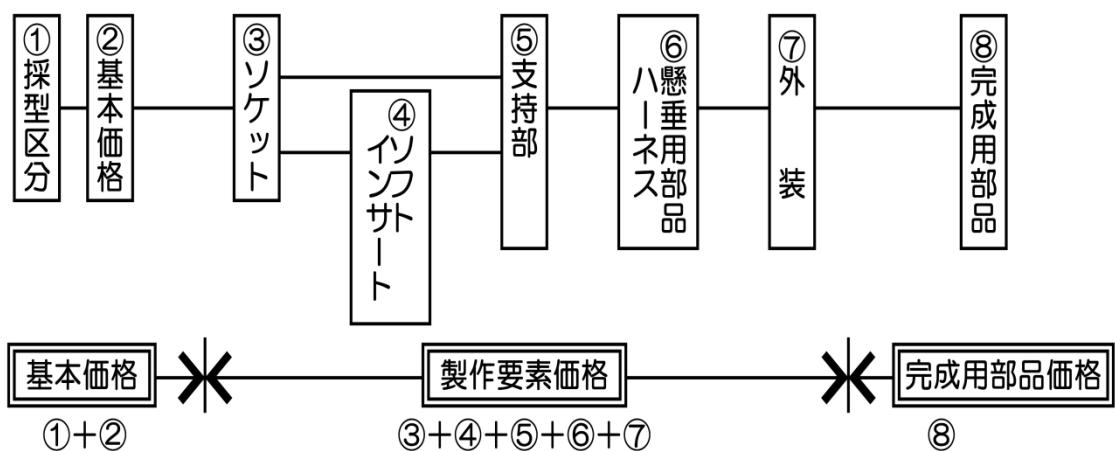


図-29 骨格構造義手の構成例

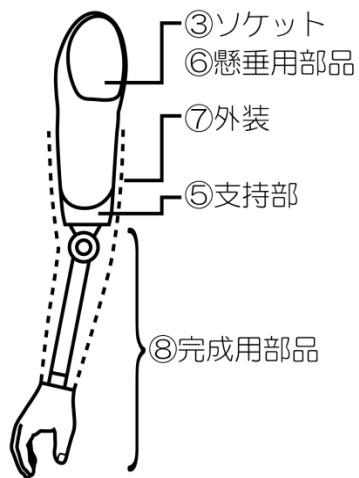
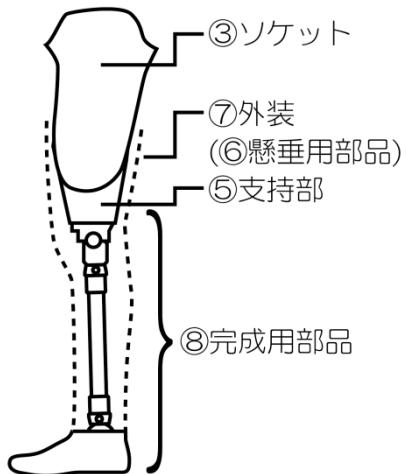


図-30 骨格構造義足の構成例



(3) 基本価格

① 義手

ア 義手の基本価格は、「イの採型区分」(図-31 参照)に基づきそれぞれ製作する義手の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。

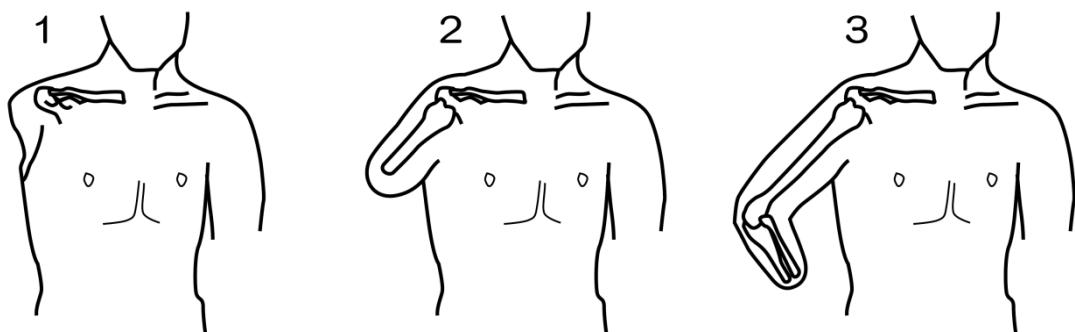
イ 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

A-1 肩義手 A-2 上腕義手 A-3 前腕義手

ウ 頸上懸垂式ソケットとは、ミュンスター式及びノースウェスタン式のように上腕骨頸部を包み込み、懸垂装置をソケット自体が持つものであること。

エ スプリットソケットとは、前腕極短断端に使用されるものでソケットと前腕支持部がセパレーツになっており、倍動式継手又は断端操作式能動継手を持つものであること。

図-31 義手の採型区分



② 義足

ア 義足の基本価格は、「イの採型区分」(図-32 参照)に基づきそれぞれ製作する義足の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。

イ 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

B-1 股義足 B-2 大腿義足 B-3 膝義足

B-4 下腿義足 B-5 下腿義足（サイム義足）

ウ キップシャフトは、大腿短断端用で断端に屈曲拘縮がみられ、やむを得ず断端末近くに継手装置を取り付けた座位姿勢ができるような構造のことであること。

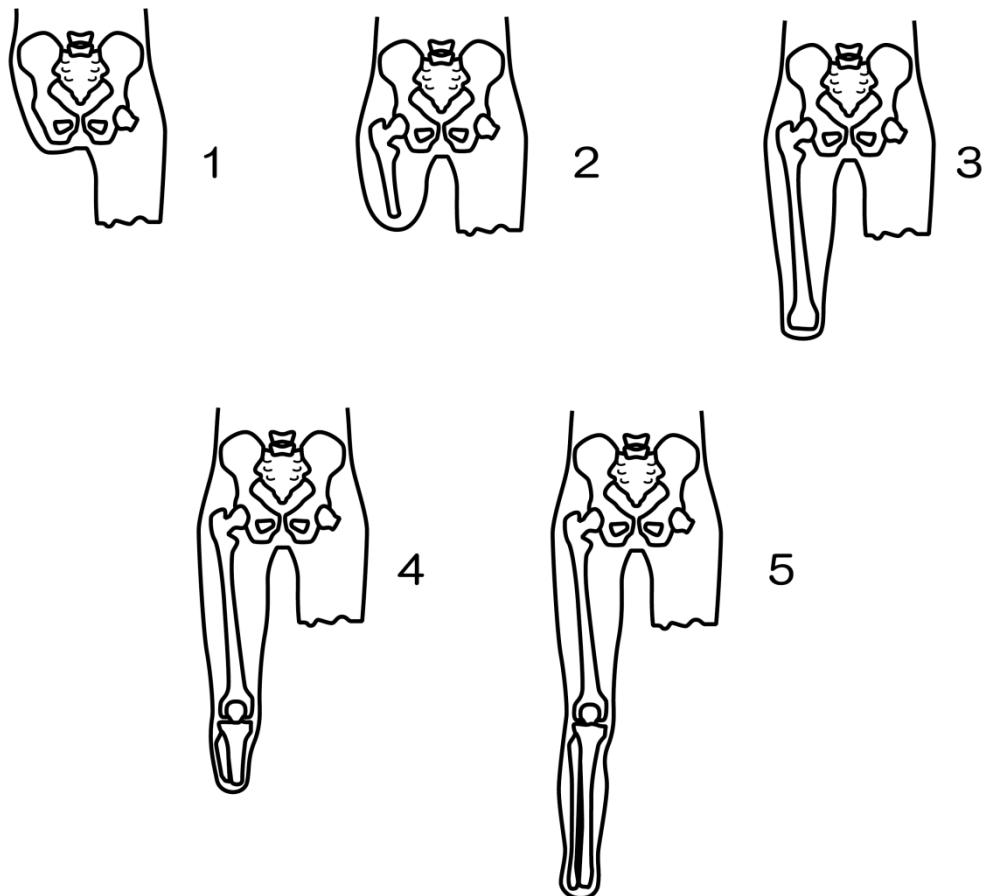
エ 坐骨収納型ソケットは、坐骨結節から恥骨枝の一部（骨盤の一部分）と大転子（大腿骨）をソケット内に納め、かつ大腿骨を内転位に保持することにより、歩行中における義足側の体重負荷に対する安定性を高められるよう設計されたものであること。

オ 大腿支柱付きは、断端に対する負荷を軽減する目的で使用されるものであること。

カ 大腿義足・膝義足に、ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを用いた場合は、ライナー式により取り扱うこと。

キ 下腿義足で、全面が接触するよう製作したものについてはT S B式により取り扱うこと。なお、懸垂方法として、「エの製作要素価格」の「(エ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品」の義足懸垂用部品を組み合わせても良いこと。ただし、P T S式又はK B M式の義足懸垂方法を用いるときには、型式に合わせて取り扱うこと。

図-32 義足の採型区分



(4) 製作要素価格

① ソケット

ア ソケットの価格は、「イの採型区分」に基づきソケットの使用材料ごとに「(ア)のソケット」から選択すること。

イ 二重式ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、二重式ソケットの価格は、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。

ウ 熱硬化性樹脂とは、F.R.P. のことで、ラミネートされたものであること。

エ 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱形成されたものであること。

② ソフトインサート

ア ソフトインサートの価格は、ソケットの採型区分に基づきソフトインサートの使用材料ごとに「(イ)のソフトインサート」から選択すること。

イ 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジ等であること。

ウ ソフトインサートとは、骨突起部、断端末等の除圧のために部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

エ 義手用及び義足用のソフトインサートの使用は、断端の表面の状況によ

りソケットのみでは不適合を生じる場合に限ること。

オ シリコーンとは、F.R.P. 同様にラミネートされたものであり、完成用部品のライナーを加えられないこと。

③ 支持部

ア 支持部は、それぞれ製作する義手又は義足の型式ごとに「(イ)の支持部」から選択すること。

名 称	適 用 例
肩 義 手 用	肩義手の場合に限ること。
上 腕 義 手 用	上腕義手の場合に限ること。
前 腕 義 手 用	前腕義手の場合に限ること。
股 義 足 用	股義足の場合に限ること。
大 腿 義 足 用	大腿義足の場合に限ること。
下 腿 義 足 用	下腿義足の場合に限ること。

④ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の取扱いについては、1の殻構造義肢に準ずること。

⑤ 外装

ア 外装は、フォームカバーを用いる場合にのみ加えること。

イ フォームカバーは、股部、膝部に皮革を当てる又は補強材を塗る等耐久性を持たせる工夫を施すこと。

ウ フォームカバーは、調整及び修理を考慮して簡単に着脱できる構造にすること。

エ 足部の外装にリアルソックスを使用する場合は、「オの完成用部品」を加えること。

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとする。ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

また、完成用部品のうち、再度製作する際に再利用できない部品は、借受けの対象とならないこと。

なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、殻構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができること。

断端袋は、年間の上限額のみが定められているため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給できること。

(参考) 義肢の基本工作法から考えられる必要な設備等

骨格構造義肢の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況（筋収縮時と弛緩時の形状変化、知覚の状況等）、関節の運動機能の状況（屈伸、内転、外転等の関節可動域や筋力等）並びに肢位の観察及び特徴の把握。	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法（断端の周径、断端長）及び角度を測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。（トレースのほか前後左右からの写真撮影による断端形状の正確な把握も必要。）	
(ウ) 採型	ギプス包帯法による断端の採型及び陰性モデルの順型（石膏の盛り削り修正）、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正。 ※断端の採型に当たっては、良肢位を保つため採型治具や補助具を用いる場合がある。また、断端の正確な形状を得るために場合によっては複数の義肢装具士が行う必要がある。	
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック（断端の筋、軟部組織の状態、体重支持、疼痛の有無、関節可動域、トリミングライン等）及び修正、継手の中心位置の設定。	真空成型機 カービングマシーン 電気オーブン
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥。	
(カ) ソケットの製作	陽性モデルへのストッキネットの被覆、強化材の付加、PVA バックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング。 ※ソケット構造によっては、完成用部品のコネクタ等支持部材を組み込み、注型を行う。この際、強度を確保するために、アライメント復元治具を用いて位置設定を行う。	真空ポンプ
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部心材外形の形成及び要素の結合。 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整。	カービングマシーン
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組み合わせ及び結合、ハーネスの取付け。 足部：カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組み合わせ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整。	ミシン
(ケ) 仮合せ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本指導並びに適合の修正。 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導。 ※義肢部品等の名称と機能の説明及びソケット等の装着方法の指導、留意事項の説明。 ※スタティックアライメントの調整の後、安定した歩行を得るためにダイナミックアライメントを決定する。	
(コ) 外装及び仕上げ	義手：フォームカバーの穴堀及び外形の研削、ストッキネットの被覆。 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検。	カービングマシーン
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びにユーザに対する義肢の取扱い方法の説明やメンテナンス、断端の衛生管理等の指導。	
※ 関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義肢の製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザの希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 ・ 初期段階で、ユーザに義肢を装着するまでの流れについて説明する。 ・ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・ 義肢の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ましいことをユーザにご理解いただく。 	

3 装具

(1) 製作工程

装具は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素材費	装具材料リストによる素材購入費
素材のロス	素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費 (糸、釘、ビス、ナット、油脂等)
材料管理費	素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費	製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
作業時間の余裕割増	製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
製造間接費	光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
管理販売経費	完成品の保管、販売に要する経費

また、装具の価格は、次のように構成されていること。

$$\text{装具の価格} = \text{基本価格} + \text{製作要素価格} + \text{完成用部品価格}$$

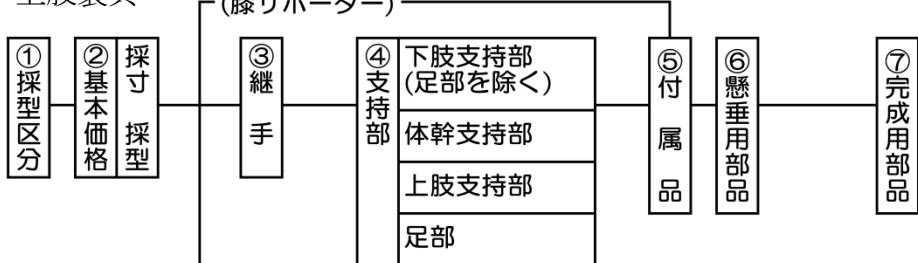
基本価格	採型（又は採寸）使用材料費及び装具の名称、採型区分別に設けられている基本工作に要する加工費の計
製作要素価格	材料の購入費及び当該材料を身体の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
完成用部品価格	完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、装具の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限とすること。（図-33 参照）

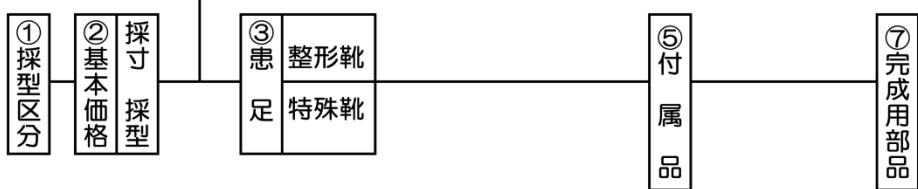
なお、装具は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100 分の 106 に相当」の趣旨は、装具を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

図-33 装具の価格体系

○下肢・体幹・上肢装具



○靴型装具（患足の場合）(足底装具)



(3) 基本価格

① 共通事項

ア 装具の基本価格は、「イの採型区分」に基づき採寸又は採型のいずれかに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。

イ 採型区分は、装具の製作のために採寸又は採型を必要とする最小限の区分を選択すること。

ウ 採寸とは、「アの基本工作法」に基づいた採寸に必要な工程のなかで、「(イ)の採寸及び投影図の作成」が行われるものであること。

エ 採型とは、「アの基本工作法」に基づいた採型に必要な工程のなかで、「(エ)の採型」及び「(エ)の陽性モデルの製作」が行われるものであること。

なお、実際に採型を行ったものであっても「(エ)の陽性モデルの製作・修正」が行われない場合には、採寸の価格とすること。

オ 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、それぞれの基本価格を加算できないこと。ただし、右及び左を製作する場合には、下肢装具、靴型装具及び上肢装具の基本価格は、一側を一単位として加算することができる。

カ 筋力が著しく低下した方に必要と判断された場合は、支持部にカーボンを用いることができる。ただし、チェックアウト用の装具のための完成用部品の加算はできないこと。

カーボンを用いた装具は、樹脂注型により個別に成型されたもの並びにオートクレープ方式等にてプリプレグカーボン等を使い、個別に成型されたものである。

② 下肢装具

ア 下肢装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-34 参照)により決定すること。

イ 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

A-1 股装具 A-2 長下肢装具 (骨盤付)

A-3 長下肢装具 A-4 膝装具

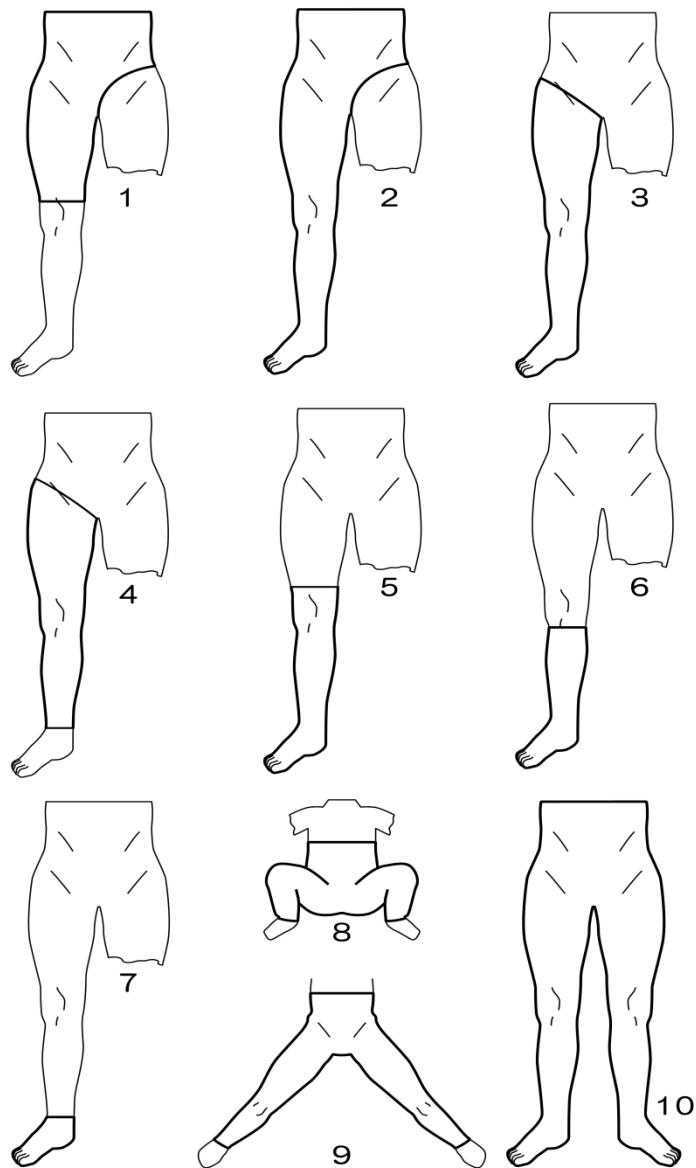
A-5 短下肢装具 (顆上式) A-6 短下肢装具

A-7 足底装具 A-8 股関節外転装具 (タイプ1)

A-9 股関節外転装具 (タイプ2)

A-10 両長下肢装具 (骨盤付)

図-34 下肢装具の採型区分



③ 靴型装具

ア 靴型装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-35 参照)により決定すること。

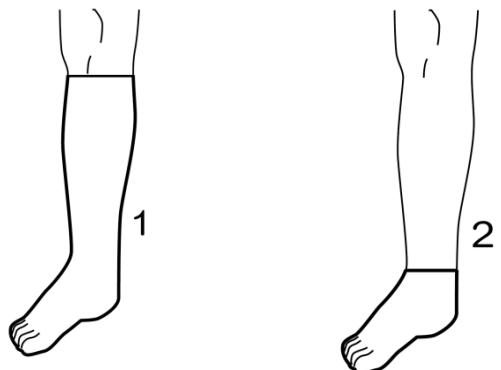
イ 靴型装具の基本価格は、右又は左の一側当たりのものであること。

ウ 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

B-1 長靴 B-2 半長靴、チャッカ靴、短靴

エ 健足は採寸で取り扱うこと。

図-35 靴型装具の採型区分



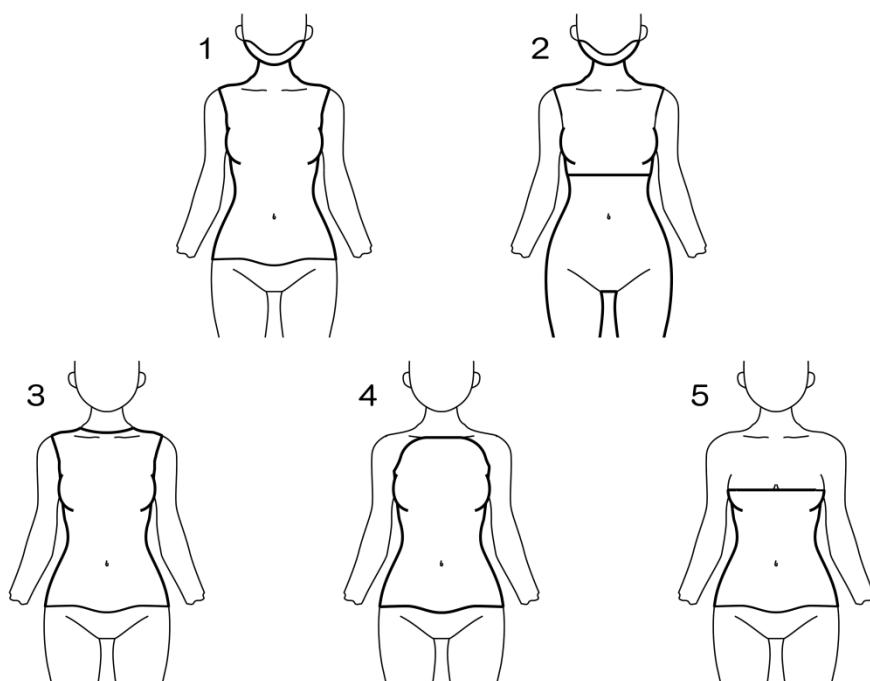
④ 体幹装具

ア 体幹装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-36 参照)により決定すること。

イ 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

- | | |
|-----------------|----------|
| C-1 頸椎装具（胸椎装具付） | C-2 頸椎装具 |
| C-3 胸椎装具（肩バンド付） | C-4 胸椎装具 |
| C-5 腰椎装具、仙腸装具 | |

図-36 体幹装具の採型区分



⑤ 上肢装具

ア 上肢装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-37 参照)により決定すること。

イ 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

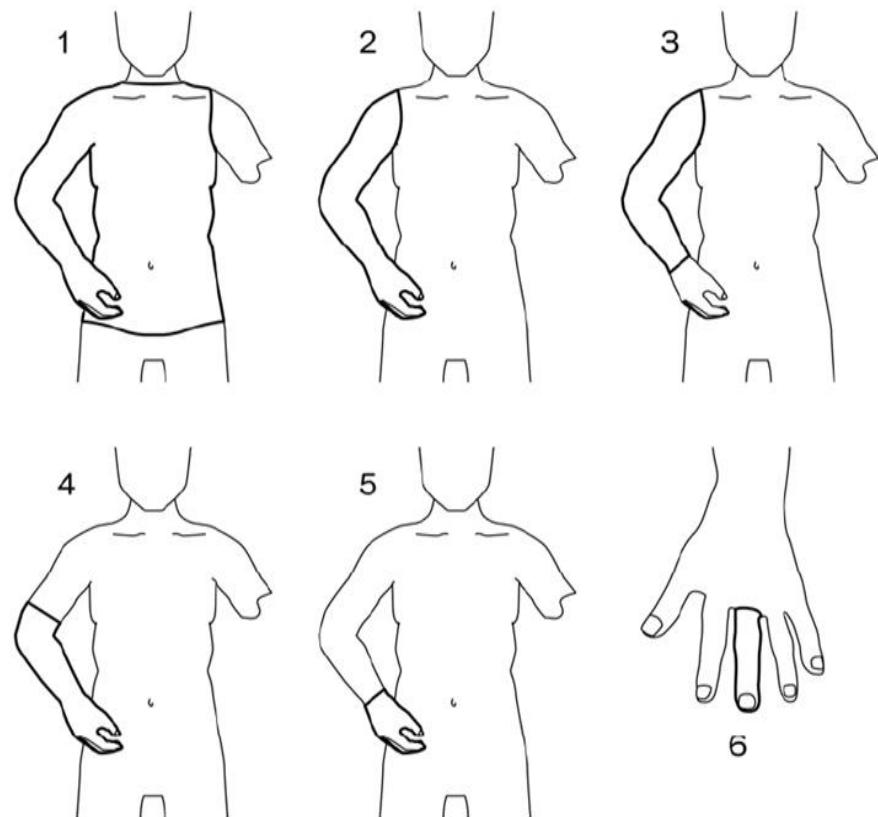
D-1 肩装具 D-2 肘装具 (タイプ1)

D-3 肘装具 (タイプ2)

D-4 手背屈補助装具、長対立装具、把持装具

D-5 短対立装具、MP屈曲・伸展補助装具 D-6 指装具

図-37 上肢装具の採型区分



(4) 装具の製作要素価格

① 下肢装具

ア 継手

(ア) 固定式継手

a 固定式継手は、一本棒状の金属支柱をもち、全く動きのない継手であること。(図-38 参照)

b したがって、固定式継手は、継手のない支柱を用いる場合にのみ加算すること。

(イ) 遊動式継手

- a 遊動式継手とは、可動性をもつ継手であること。(図-39 参照)
- b したがって、遊動式継手は、継手のある支柱を用いる場合にのみ加算すること。なお、遊動式継手には固定・遊動切替式の継手も含まれること。

(ウ) プラスチック継手

- a プラスチック継手とは、継手部品として独立した形状を有するプラスチックの継手であり、遊動式のものと可撓性のものとに区分されること。
 - b 可撓性のプラスチック継手を用いる場合の価格は、プラスチック継手の価格(価格×1)とすること。ただし、ヒンジ継手を用いる場合の価格は、片側を一単位とすること。(図-40 参照)
 - c 継手部品として独立していない形状のプラスチック継手については、その形状の如何を問わずフレキシブルアンクルの場合に限り、可撓性のプラスチック継手として取り扱うこと。
 - d 完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は、遊動式継手として取り扱うこと。
- (エ) その他
- a 鋼線支柱の場合は、遊動式の価格とし、片側を一単位とすること。(図-41 参照)
 - b 短下肢装具用の板バネ支柱の場合は、足継手の遊動式の価格(価格×1)とすること。(図-42 参照)

図-38 固定継手の加算方法

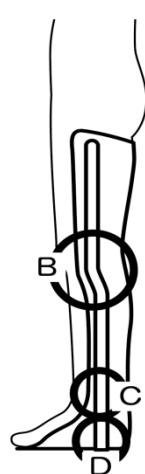


図-39 遊動継手の加算方法

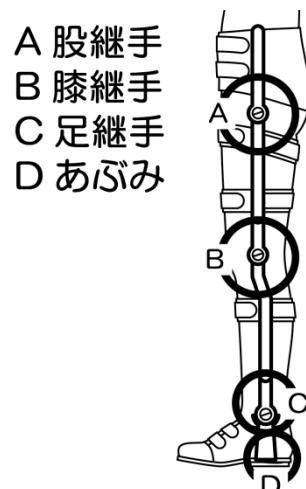


図-40 プラスチック継手の事例

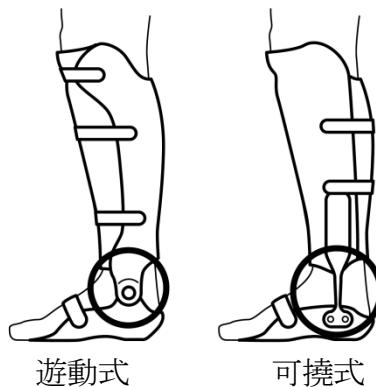


図-41 鋼線支柱の事例

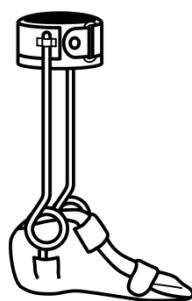
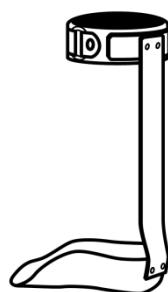


図-42 板バネ支柱の事例



イ 支持部

- (ア) 支持部とは、肢體を半周又は一周するもので、装具を肢體に固定し、支柱の位置決定及び装具の強度を高めるために用いられるものであること。
- (イ) 半月及び皮革は、それぞれ1カ所を一単位とすること。
- (ウ) 熱硬化性樹脂とは、F.R.P. のことで、ラミネートされたものであること。
- (エ) 热可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱形成されたものであること。
- (オ) カーボンとは、C. F. R. P のことで、ウェットカーボン又はドライカーボンを指す。支持部をカーボンで製作した場合は、半月と組合せできないこと。
- (カ) PTS式及びKBM式は、PTB式に準じて取り扱うこと。
- (キ) あぶみとは、足板又は靴と装具とを連結する足継手より遠位の部分のものであること。なお、歩行用あぶみは、あぶみに準じて取り扱うこと。
- (ケ) 足部とは、足部に装着するものであり、すべて支持部とすること。ただし、補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合には、靴型装具の「bの付属品等の加算要素」に準じて取り扱うこと。
- (ケ) 足部のBの皮革の『大』とは、足部の半分以上を覆うものであって、いわゆる『足部おおい』であること。また、『小』とは、『足部おおい以外のもの』であって通常の足底板はこれに含まれること。
- (コ) 標準靴とは、一般のレディメイドの靴ではなく、義肢装具材料メーカーが製作販売している半完成品の靴を加工して靴付きの下肢装具を製作する場合の基準であり、「才の完成用部品」を加算すること。
- (サ) 短下肢装具の「F硬性」には、カフバンドを加算することができないこと。

ウ その他の加算要素

- (ア) キャリパー及びツイスターを用いる場合は、完成用部品を加えら

れないこと。

- (イ) ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合には、靴型装具の「b の付属品等の加算要素」に準じて取り扱うこと。
- (ウ) 膝サポーターのみを製作する場合は、基本価格に製作要素価格の「c のその他の加算要素の価格」を合算した額とすること。ただし、遊動式継手付きの場合は、製作要素価格の「a の継手」を加えること。
- (エ) 体幹装具以外で骨盤帯を用いる場合は、すべて体幹装具に準じて取り扱うこと。
- (オ) 懸垂帯を必要とする場合は、1 の殻構造義肢の義足懸垂用部品に準じて取り扱うこと。
- (カ) 補高用足部とは、脚長差を補正するために下肢装具の足部の下方に取り付ける義足型足部であり、健肢と大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えること。
- (キ) ファンロックは、ダイヤルロックに準じて取り扱うこと。

② 靴型装具

ア 製作要素

- (ア) 靴型装具には、患足と健足とがあり、それぞれ短靴、チャッカ靴、半長靴及び長靴に区分されること。
- (イ) 短靴とは、側革の高さが果部より低い靴であること。
- (ウ) チャッカ靴とは、側革の高さが果部までの靴であること。
- (エ) 半長靴とは、側革の高さが果部を覆う靴であること。
- (オ) 長靴とは、側革の高さが概ね下腿の2／3までかかる靴であること。

イ 患足

- (ア) 右又は左の一側を一単位とすること。
- (イ) 整形靴とは、医師の処方に基づき変形の矯正、疼痛のない圧力分散等特定の目的のために特定の患者の足部に適合させた靴であること。
- (ウ) 特殊靴とは、特定の患者の形態に応じて靴を作るため特別に木型（プラスチック等のものを含む）をおこし作られた靴であること。
- (エ) グッドイヤー式及びマッケイ式とは、中底と表底を縫い合わせたものであり、製作要素の価格は、「a の製作要素」の2割増しとすること。
- (オ) 支柱を必要とする場合には、「(ア)の下肢装具の製作要素価格」と「オの完成用部品」を加えること。

ウ 健足

- (ア) 右又は左の一側が健足である場合に加えること。
- (イ) 健足は、「オの完成用部品」を加えられないこと。

エ 付属品等の加算要素

- (ア) 月型の延長とは、通常の月型芯を足先方向又は足継手より上の方向に延長したものであり、それぞれの方向に延長した場合であっても当該価格で取り扱うこと。

(イ) スチールバネ入りとは、足関節の側方安定性を向上させる目的で付加されたものであり、使用本数にかかわらず一単位とすること。

(ウ) マジックバンドは3個までを本体に含むものとし、3個を超える場合に、超える分につき加算すること。

(エ) 補高

a 敷き革式とは、靴の内部に挿入するものであること。

b 靴の補高とは、靴の表底に補高を張り合わせるものであり、健足補高もこれに準じて取り扱うこと。

③ 体幹装具

ア 体幹装具の価格は、基本価格と支持部ごとのそれぞれの価格を合算した額とすること。ただし、他の装具と組み合わせるものについては、この限りでないこと。

イ 骨盤支持部は、側弯症装具の場合に限り加算すること。

ウ 後方がフレーム、前方が軟性の場合は、支持部ごとのフレームの価格で取り扱うこと。

エ ジュエット型の場合は、支持部ごとのフレームの価格で取り扱うこと。

オ 高さ調整とは、容易に調整可能なものであり、頸椎装具について加算することができること。なお、価格は、1カ所当たりのものであること。

カ バタフライについては、モールド又はフレームの場合にのみ加算すること。

キ 側弯症装具付属品

体幹装具の骨盤支持部に用いる側弯症装具付属品については、完成用部品を加算することができる。

ク 体幹装具軟性は、キャンバス及びメッシュの区分がないこと。

④ 上肢装具

ア 繼手

(ア) 固定式継手

a 固定式継手は、一本棒状の金属支柱をもち、全く動きのない継手であること。

b したがって、固定式継手は、継手のない支柱を用いる場合にのみ加算すること。

(イ) 遊動式継手

a 遊動式継手とは、可動性をもつ継手であること。

b したがって、遊動式継手は、継手のある支柱を用いる場合にのみ加算すること。なお、遊動式継手には、固定・遊動切替式の継手も含まれること。

(ウ) プラスチック継手

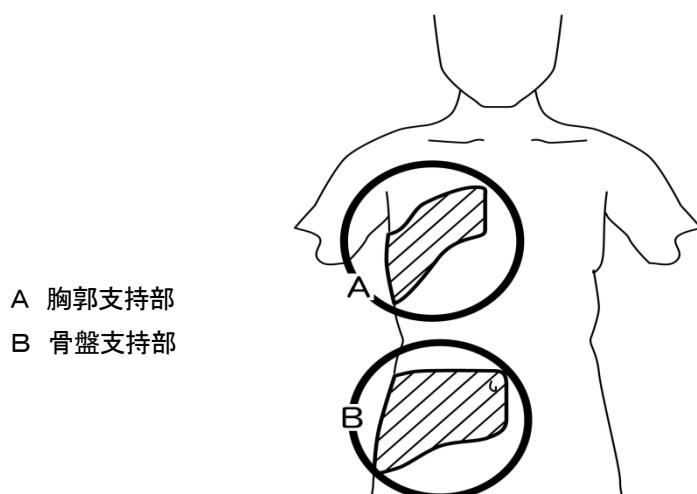
a プラスチック継手とは、継手部品として独立した形状を有するプラスチックの継手であり、遊動式のものと可撓性のものとに区分されること。

b 可撓性のプラスチック継手を用いる場合の価格は、プラスチック継手

の価格（価格×1）とすること。ただし、ヒンジ継手を用いる場合の価格は、片側を一単位とすること。（継手については、下肢装具を参照）

- c プラスチック継手を用いる場合は、当該完成用部品を加算できること。
イ 支持部
(ア) 胸郭支持部及び骨盤支持部は、右又は左の半身を一単位とすること。なお、胸郭支持部及び骨盤支持部を加算する場合は、体幹装具に関する他のものを加えられないこと。（図-43 参照）
半月及び皮革の価格は、1カ所当たりのものであること。

図-43 支持部の区分



ウ その他の加算要素

- (ア) 基節骨パット及び中・末節骨パットは、背側及び掌側の片側又は両側を一単位とすること。（図-44 参照）
(イ) アウトリガーの価格は、1カ所当たりのものであること。（図-45 参照）
(ウ) 伸展・屈曲補助バネの価格は、1本当たりのものであること。なお、肘伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを用いる場合は、下肢装具に準じて取り扱うこと。（図-46 参照）
(エ) 懸垂帯を用いる場合は、殻構造義肢の購入基準の懸垂用部品に準じて取り扱うこと。

図-44 基節骨パッド等の加算要素区分

A 基節骨パッド

B 中・末節骨パッド

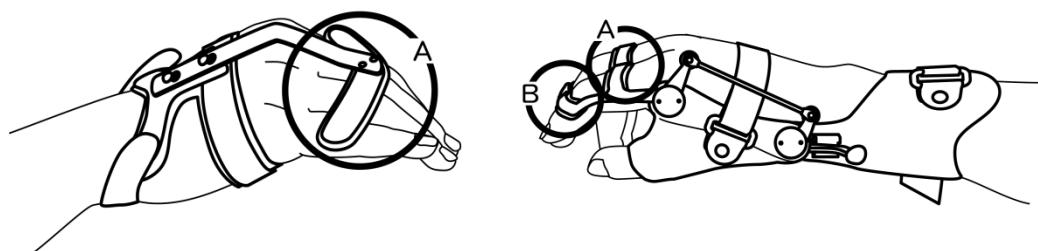


図-45 アウトリガーの加算要素区分

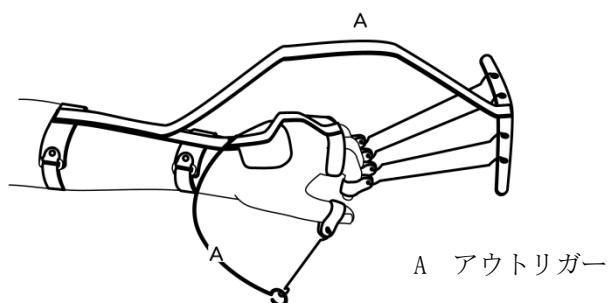
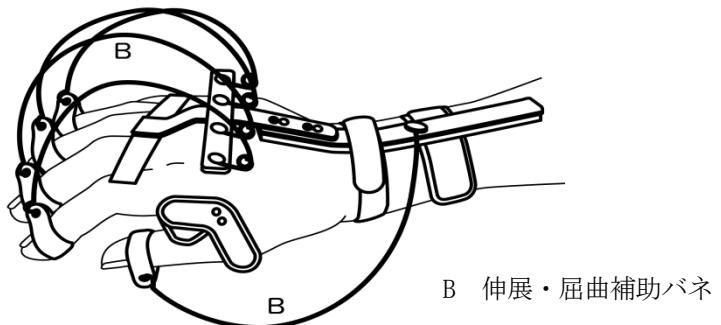


図-46 伸展・屈曲補助バネの加算要素区分



(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとすること。ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

また、完成用部品のうち、再度製作する際に再利用できない部品は、借受けの対象とならないこと。

なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、殻構造義肢及び骨格構造義肢の完成用部品を用いることができるこ。

(参考) 装具の基本工作法から考えられる必要な設備等

装具の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

(1) 靴型装具以外の装具

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況(知覚の状況等)、関節の運動機能の状況(屈伸、内転、外転等の関節可動域や筋力等)並びに肢位の観察及び特徴の把握。	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法(周径、長さ)及び角度の測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。(トレースのほか前後左右からの写真撮影による患肢形状の正確な把握も必要。)	
(ウ) 採型	ギプス包帯法による採型及び陰性モデルの順型。 ※ 採型に当たっては、最適な肢位を保持する。	
(エ) 陽性モデルの製作	陰性モデルへのギプス泥の注型、陽性モデルの修正(石膏の盛り削り修正)、表面の仕上げ及び乾燥。	
(オ) 組立て	陽性モデルにデザイン(継手、支柱、半月の位置、外形ライン)の記入。アライメントの確認。 フレーム:曲げ加工、組み立て及び調整。 モールド:プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミング。 調整筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の板止め及び各部の結合。	カービングマシーン ボール盤(又はハンドドリル) ミシン 電気オーブン(又はガスバーナー)
(カ) 仮合わせ (中間適合検査)	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の調整、継手等各部品の位置、角度の調整、アライメントの調整、試し使用及び仕上げ。	
(キ) 仕上げ	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の付属品の取付け及び仕上げ。	カービングマシーン ボール盤(又はハンドドリル) ミシン
(ク) 適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査。 ※ユーザに対する装具の取扱い方法の説明やメンテナンス、装着部の衛生管理等の指導。	
※関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 装具の製作に必要な個人情報(氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザの希望、連携可能な関係医療機関等)の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 ・ 初期段階で、ユーザに装具を装着するまでの流れについて説明する。 ・ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・ 装具の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ましいことをユーザにご理解いただく。 	

(2) 靴型装具

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況（知覚の状況等）、関節の運動機能の状況（屈伸、内転、外転等の関節可動域や筋力等）並びに肢位の観察及び特徴の把握。	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法（周径、長さ）及び角度の測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。（トレースのほか前後左右からの写真撮影による患肢形状の正確な把握も必要。）	
(ウ) 採型・採寸	ギプス包帯法による採型及び陰性モデルの順型。 ※ 採型に当たっては、最適な肢位を保持する。	
(エ) 陽性モデルの製作（木型）	陰性モデルへのギプス泥の注型、陽性モデルの修正（石膏の盛り削り修正）、表面の仕上げ及び乾燥。	
(オ) 足底板の製作		ベルトサンダー
(カ) アッパーの製作		ミシン
(キ) 吊り込み		
(ク) 底付け		ベルトサンダー
(ケ) 仕上げ		
(コ) 適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査。 ※ ユーザに対する装具の取扱い方法の説明やメンテナンス、装着部の衛生管理等の指導。	
※ 関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 装具の製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザの希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 ・ 初期段階で、ユーザに装具を装着するまでの流れについて説明する。 ・ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・ 装具の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ましいことをユーザにご理解いただく。 	

4 座位保持装置

基本的事項

座位保持装置とは、体幹及び四肢の機能障害により座位姿勢を保持する能力に障害がある場合に用いられるものである。なお、機能障害の状況により、座位に類似した姿勢（いわゆる立位姿勢、膝立ち姿勢及び臥位姿勢等）を保持する機能を有した装置についても、座位保持装置として取り扱うことができる。

ただし、立位訓練を目的とするものは、座位保持装置の購入に係る補装具費の支給目的に馴染まないため、起立保持具の特例として取り扱うこと。

（1）製作工程

座位保持装置は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

（2）価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素材費	座位保持装置材料リストによる素材購入費
素材のロス	素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
材料管理費	素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費	製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
作業時間の余裕割増	製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
製造間接費	光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
管理販売経費	完成品の保管、販売に要する経費

また、座位保持装置の価格は、次のように構成されていること。

$$\text{座位保持装置の価格} = \text{基本価格} + \text{製作要素価格} + \text{完成用部品価格}$$

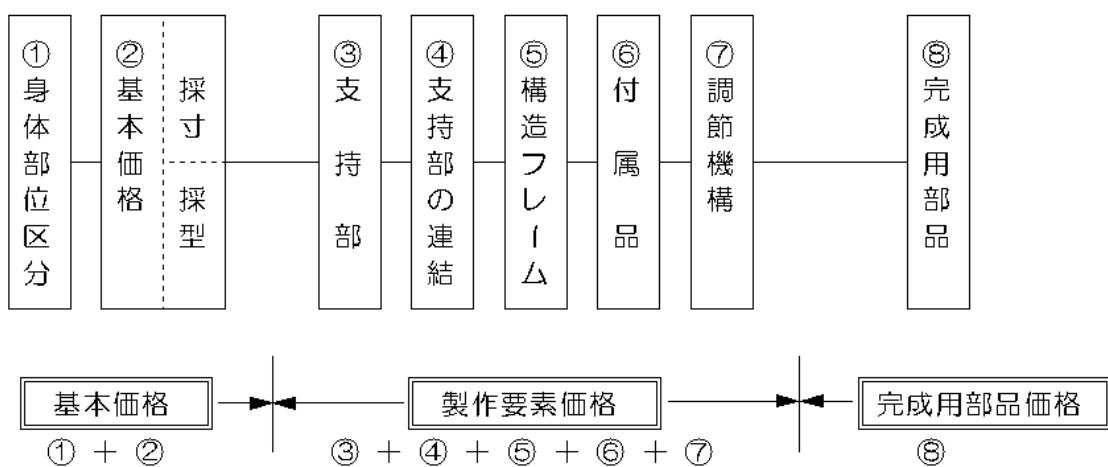
基本価格	採寸又は採型使用材料費及び座位保持装置の名称、型式別に設けられている基本工作に要する加工費の計
製作要素価格	材料の購入費及び当該材料を骨格構造義肢の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
完成用部品価格	完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、座位保持装置の価格は、「イの身体部位区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限とすること。（図一

47 参照)

なお、座位保持装置は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100 分の 106 に相当」の趣旨は、座位保持装置を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されているため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

図-47 座位保持装置の価格体系



(3) 基本価格

- ア 座位保持装置の基本価格は、身体支持を必要とする身体部位を「イの身体部位区分」から選択し、部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を「ウの基本価格」から選択して組み合わせること。ただし、下腿・足部の基本価格は採寸のみとし、採型をした場合であっても採寸の価格の範囲内で対応すること。
- イ 身体部位区分は、装置を製作するために必要とする最小限の区分を選択すること。
- ウ 採寸とは、「アの基本工作法」に基づく工程の中で、「(イ)採寸、(エ)設計図の作成」が行われるものであること。
- エ 採型とは、「アの基本工作法」に基づく工程の中で、「(イ)採型、(エ)設計図の作成、(オ)陽性モデルの製作・修正」が行われるものであること。
- オ 採型器による採型の後、その三次元形状をデジタルデータ化して製作する場合は、採型として取り扱うこと。
- カ 上肢及び下腿・足部は、右側又は左側一方を片側とすること。

図-48 座位保持装置の採寸・採型に係る身体部位区分

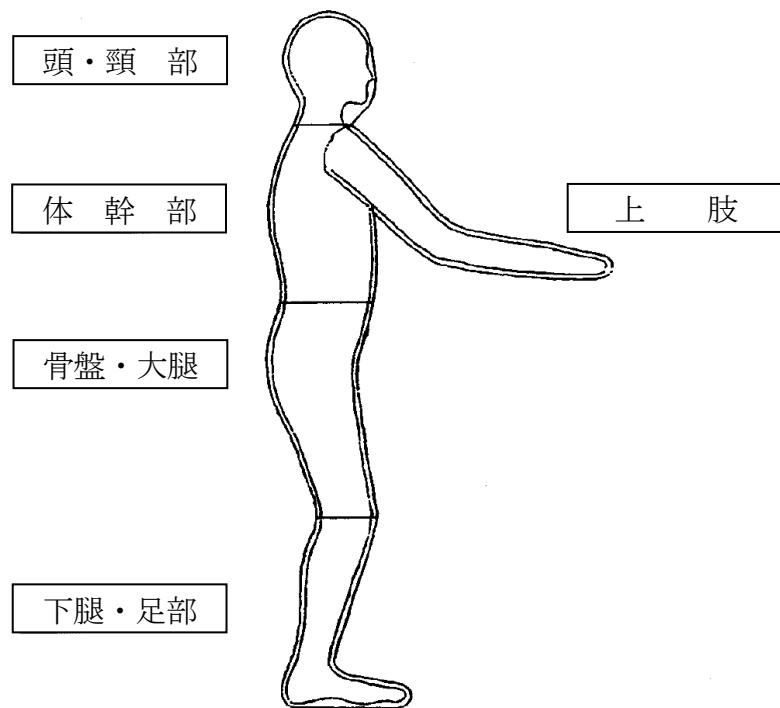
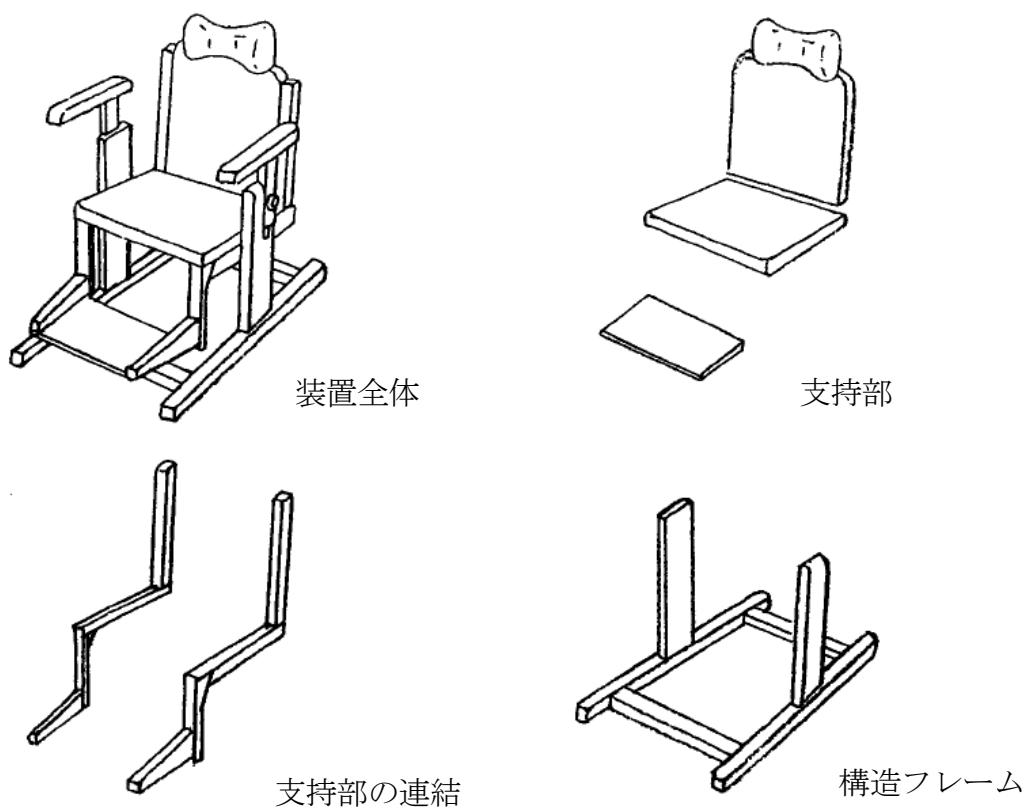


図-49 座位保持装置の構成概念図



(4) 製作要素価格

ア 支持部

(ア) 共通事項

- a 座位保持装置の支持部は、身体部位区分で選択した身体部位に該当する支持部を組み合わせること。
- b 支持部カバー（表面の張り地）の価格は含まないものとすること。
- c 完成用部品の支持部を用いる場合は、当該完成用部品が及ぶ部位の製作要素価格の支持部を加算することができないこと。

(イ) 平面形状型

平面形状型とは、採寸で製作されるもので、平面を主体として構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせて姿勢を保持する機能を有するものであること。（図-50 参照）

なお、(イ)付属品の体幹保持部品、骨盤保持部品、下肢保持部品等を内蔵して一体型として製作する場合は、その価格を加算することができる。

(ウ) モールド型

- a モールド型の支持部とは、採型で製作されるもので、身体の形状に合わせた三次曲面で構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせて姿勢を保持する機能を有するものであること。（図-51 参照）

なお、付属品のうち体幹保持部品（胸パッド及び胸受けロールを除く。）及び骨盤保持部品を組み合わせることはできないこと。

- b 採寸でモールド型を製作する場合は、モールド型の価格の 80%に相当する額とすること。

図-50 平面形状型の例

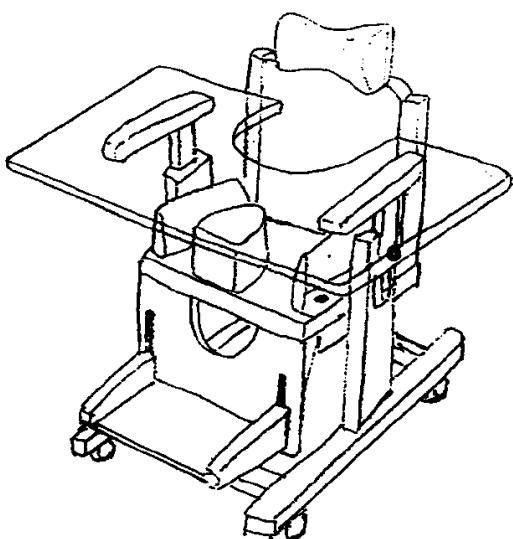
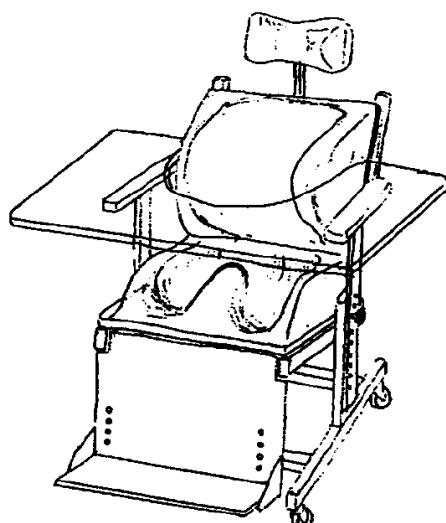


図-51 モールド型の例



(エ) シート張り調節型

シート張り調節型とは、支持面のシート又は複数のベルトによるたわみによって身体形状や変形に対応し、姿勢を保持できる機能を有するものであること。

(オ) フレックス構造

フレックス構造とは、身体支持部が二つ以上に分割され、それらの間が柔軟性のある部材で連結され、可動する構造を有するものであること。

イ 支持部の連結

(ア) 共通事項

- a 支持部の連結とは、各支持部を一定の位置関係に保つため、構造フレームと独立した部材で各々を連結すること。
- b 完成用部品の各種継手を使用する場合は、各支持部の連結の価格を加算することができないこと。
- c 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造であること。
- d 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、可動軸を有するものであること。
- e フレックス構造により連結を行った支持部について、さらに固定又は遊動の価格を加算することはできないこと。
- f 装構造義肢又は装具の完成用部品を使用する場合は、装構造義肢又は装具の購入基準に準じて取り扱うこと。

(イ) 角度調整用部品

- a 支持部の連結・遊動と組み合わせて無段階に角度可変調節を行うために使用されるものであること。
- b 使用者の身体状況（体重を含む。）を参考に、安全性と耐久性を考慮して必要な本数分を加算することができる。

(ウ) その他

- a 体幹支持部と骨盤・大腿支持部間の角度可変機構（いわゆるリクライニング）は、「腰部・遊動×（必要数）」+「角度調整用部品×（必要数）」で取り扱うこと。（図-52 参照）
- b 骨盤・大腿支持部と下腿支持部間の角度可変機構（いわゆるエレベーティング）は、「膝部・遊動×（必要数）」+「角度調整用部品×（必要数）」で取り扱うこと。（図-53 参照）

図-52 リクライニングの概念

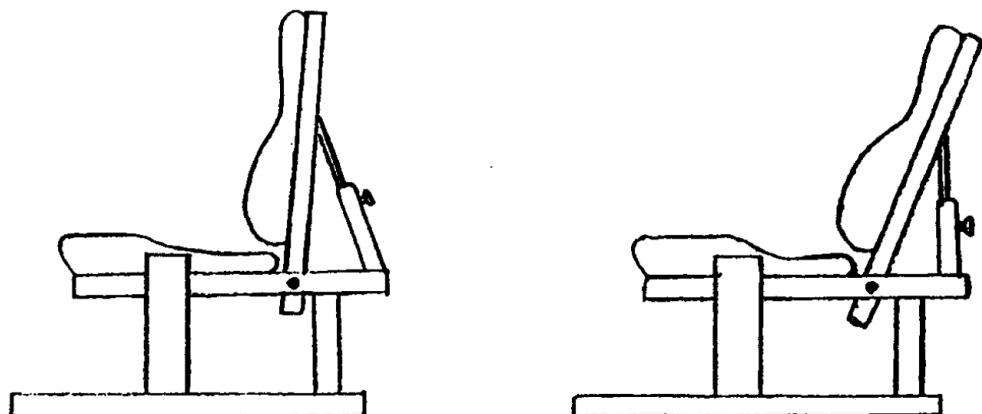
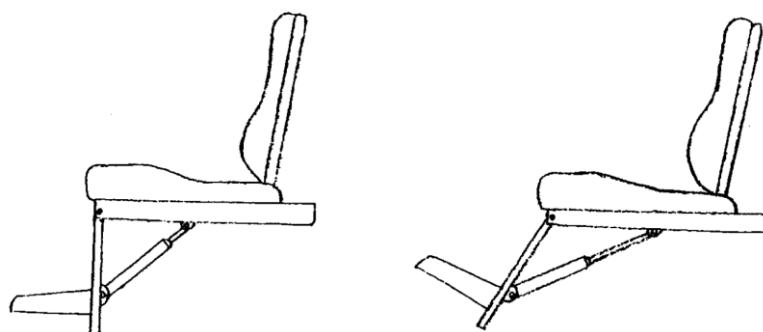


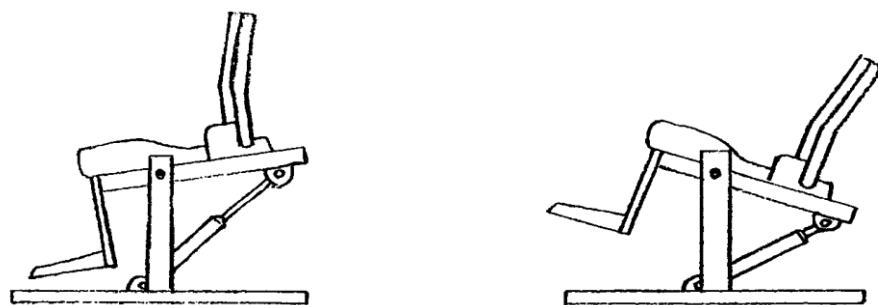
図-53 エレベーティングの概念図



ウ 構造フレーム

- (ア) 構造フレームとは、支持部を装置の使用目的に合わせた高さや角度に保持するためのもので、これを「支持部」及び「支持部の連結」と組み合わせることで装置本体の形が決定されるものであること。
- (イ) ティルト機構とは、体幹支持部と骨盤・大腿支持部が一定の角度を維持した状態で支持部全体を傾ける機構であること。(図-54 参照)

図-54 ティルト機構の概念図



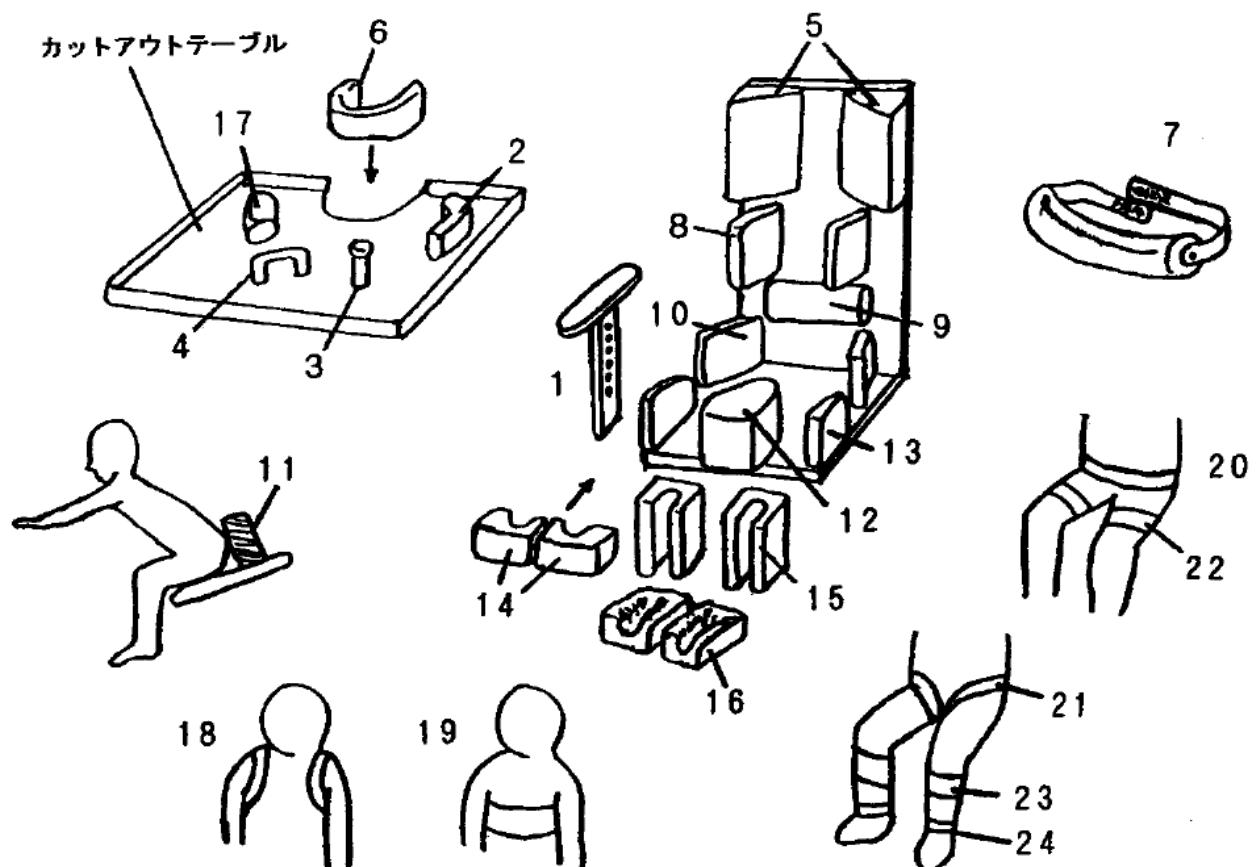
- (ウ) ティルト機構を有する装置の「支持部の連結」、「構造フレーム」の取扱いは、「腰部・固定×(必要数)」+「構造フレーム」+「ティルト機構加算」+「角度調整用部品×(必要数)」で取り扱うこと。

- (エ) 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、車椅子及び電動車椅子購入基準（普通型、リクライニング式普通型、ティルト式普通型、リクライニング・ティルト式普通型、手押し型、リクライニング式手押し型、ティルト式手押し型又はリクライニング・ティルト式手押し型）の価格を基本価格とし、構造フレームの基本価格を合算できること。
- (オ) 座位保持装置として製作する部分が、車椅子及び電動車椅子に備わっているため重複することとなる部分（座布、バックサポート、アームサポート、レッグサポート、フットサポート等）については、車椅子及び電動車椅子修理基準の各部位の交換価格の95%を控除すること。ただし、リクライニング機構に限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、座位保持装置側のリクライニング機構の製作加算は行わないこと。
- (カ) 車椅子及び電動車椅子フレームに支持部を直接取りつける場合は、支持部の連結の価格を加算することができないこと。
- (キ) 完成用部品を使用する場合は、構造フレームの基本価格を合算することができないこと。

エ 付属品

- (ア) 共通事項
- a 価格は、一単位（個・本）の額とすること。
 - b 取り付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとすること。
- (イ) カットアウトテーブル
- a カットアウトテーブルは、机上作業を行う場合に用いるとともに、そのカット部において体幹の安定や上肢の保持を図るものであること。
 - b 表面クッション張りは、緊張や不随意運動などによる頭部、上肢への保護を目的とするものであること。
- (ウ) 上肢保持部品、体幹保持部品、骨盤保持部品、下肢保持部品、ベルト部品については、次表に示すそれぞれの機能を果たすものであること。
なお、その形状が例示以外のものであっても、当該機能を果たすものであれば、取り扱うことができる。

図-55 付属品の例



名 称	種 類	機 能
上肢保持部品	1 アームサポート 2 肘パッド 3 縦型グリップ 4 横型グリップ	上肢の支持 肩甲帯のリトラクション抑制、不随意運動の抑制 手の不随意運動の抑制、体幹の正中保持 同 上
体幹保持部品	5 肩パッド 6 胸パッド 7 胸受けロール 8 体幹パッド 9 腰部パッド	肩の挙上防止、肩甲帯のリトラクション抑制 体幹の前傾防止 同 上 体幹の横ずれ防止 腰椎の支持
骨盤保持部品	10 骨盤パッド 11 臀部パッド	骨盤の固定 臀部の後ろずれ防止
下肢保持部品	12 内転防止パッド 13 外転防止パッド 14 膝パッド 15 下腿保持パッド 16 足部保持パッド	股関節の内転防止 股関節の外転防止 前ずれ防止、膝の伸展防止、骨盤の固定 下腿の交差防止 足部の保持
ベルト部品	17 手首ベルト 18 肩ベルト 19 胸ベルト 20 骨盤ベルト	手の不随意運動の抑制、体幹の正中保持 同 上 体幹の正中保持、前傾防止 体幹の前傾防止 骨盤の保持

	21 股ベルト 22 大腿ベルト 膝ベルト 23 下腿ベルト 24 足首ベルト	骨盤の前ずれ防止 大腿部の保持 前ずれ防止、膝の伸展防止、骨盤の固定 下腿部の保持 膝の伸展防止、足の横ずれ防止
--	---	--

(エ) ベルト部品は、クッション素材を取り付けた場合を含む価格とすること。

(オ) 支持部カバーとは、支持部の表面を覆うもので、ビニールレザー、布地などの素材を用いたものであること。

なお、上肢支持部カバーは、支持部が上肢支え及び前腕・手部支えに分離しているものであっても、また、脱着式の加算は、支持部カバーが左右両側分であっても、一単位として取り扱うこと。

(カ) 内張りとは、アームサポートやテーブルの裏側に腕や膝が当たることによる怪我の防止を目的としたものであること。

(キ) 体圧分散補助素材とは、低い反発力又は衝撃を吸収する機能を有するものであること。

(ク) キャスターは、1個当たりの価格とし、屋内で使用される場合に用いられるものであること。なお、多機能キャスターとは、車輪の動き（方向と回転）を同時に固定できるものであること。

(ケ) 完成用部品が付属品を有している場合は加算することができないこと。

オ 調節機構

(ア) 脱着・開閉機構は、その機能の固定・解除が確実に行える構造のものであり、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは加算することができないこと。

(イ) 完成用部品（支持部、継手部品、構造フレーム、アームサポートに係るもの）が調節機構を有している場合は加算することができないこと。

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとすること。ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

また、完成用部品のうち、再度製作する際に再利用できない部品は、借受けの対象とならないこと。

(参考) 座位保持装置の基本工作法から考えられる必要な設備等

座位保持装置の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙直、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認。	
(イ) 採寸	製作に必要な寸法及び角度の測定並びに情報カードへの記録。	
(ウ) 採型	採型器による陽性モデル又はギプス包帯法による陰性モデルの採型。	採型器
(エ) 設計図の作成	製作に必要な設計図の作成。	
(オ) 陽性モデルの製作・修正	陰性モデルへのギプスの注型並びに支持部の製作に必要な陰性モデルの製作、修正、表面の仕上げ。	
(カ) 加工・組立て	陽性モデル及び設計図に基づく加工並びに組立て。	
(キ) 仮合せ (中間適合検査)	身体への適合並びに装置の各機能の検査及び修正。	
(ク) 仕上げ	各部品の取付け及び仕上げ等。	ミシン
(ケ) 適合検査	最終的な身体への適合及び装置の各機能の検査。 ※ユーザに対する座位保持装置の取扱い方法の説明やメンテナンス、接触面の衛生管理等の指導。	
※ 関連業務	<ul style="list-style-type: none">・ 製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザの希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。・ 初期段階で、ユーザが座位保持装置入手するまでの流れについて説明する。・ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。・ 座位保持装置の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ましいことをユーザにご理解いただく。	

※事務室、工作室が必要であり、設備を配置した上で十分に動ける面積（例：6坪以上）があること。

※設備欄に掲げる設備のほか、必要な工具等（例：ボール盤、ジグソー、エアコンプレッサー、電動ドリル、万力、ハンドリベッター、トルクレンチ、パイプカッター、ノギス、ウレタンカッター、ディスクグラインダー等）を備えていること。

第2 義肢、装具及び座位保持装置の修理に要する費用の額の算定等に関する取扱い

1 殻構造義肢

殻構造義肢の修理については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の106に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとすること。

修理項目	価格
ア ソケットの交換	採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の基本価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	完成用部品の交換に係る基本価格に、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算した額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に「修理基準のキのソケットの調整」に定める額をもって修理価格とすること。

(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算すること。
2 ア、ウ及びカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算すること。

(1) ソケットの交換

ア 基本価格及び複製価格

- (ア) 基本価格は、採寸又は採型と仮歩行を含みソケット交換を行う場合の価格であること。
- (イ) 複製価格は、使用中の義足からソケットを復元し、仮歩行を含むソケット交換を行う場合の価格であること。
- (ウ) 上記(a)又は(b)の工程により、大幅に支持部を修正する必要がある場合は、当該支持部の使用材料ごとに支持部の価格を加算することができる。

イ ソケットの価格

- (ア) ソケットの価格は、ソケットの基本価格又は複製価格の採型区分に基づき使用材料ごとに加算すること。
- (イ) 二重式ソケットは、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。
- (ウ) 電動式は、電極の取り付け加工を行うソケット製作のときのみ取り扱い、二重式ソケットにおいて電動式を重複して取り扱えないこと。

(2) ソフトインサートの交換

ア ソケット交換に付随する場合の価格とは、ソケット交換を行う時に付属的にソフトインサートを製作する場合の価格であること。

イ 単独の場合の価格とは、ソフトインサート交換のみを行う場合であり、使用中のソフトインサートから陽性モデルを作りソフトインサートを製作する

場合の価格であること。ただし、皮革、皮革・フェルトの材料を使用する場合には、陽性モデルを作らなくてもよいこと。

(3) 支持部の交換

ア 支持部交換を行う場合は、ソケット交換、継手交換、アンクルブロック交換、幹部交換、鉄脚交換、高さ修正及び長さ修正等の修理において支持部に手を加えることを余儀なくされる場合に、その修理箇所の支持部を加算することができる。

イ 支持部交換に伴い、外装を新しく行う場合は、外装の価格を加算すること。
ただし、残存の皮革を使用する場合は、外装を加えられないこと。

ウ 熱可塑性樹脂を用いる場合の価格は、セルロイドに準じて取り扱うこと。

エ 幹部、鉄脚及び足部の交換については、第1の1の殻構造義肢に準じて取り扱うこと。

オ 電動式の支持部の交換は、第1の1の殻構造義肢に準じて取り扱うこと。

(4) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

ア 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換は、当該基本価格に購入基準の使用部品価格を加算すること。

イ 修理項目の中で購入基準に掲げられていない修理については、当該基本価格をもって修理価格とすること。

ウ 金具部品交換の基本価格には、美錠等の金具部品の価格が含まれていること。

エ 義足用股吊り交換の価格は、1本当たりのものであること。

オ 軽便式・下腿義足常用普通用の懸垂用膝カフの交換については、PTBカフベルトに準じて取り扱うこと。

(5) 外装の交換

ア 新たに外装を行う場合にのみ加算すること。

イ 足部の表革及び裏革の交換については、木製足部の場合に加算することができること。ただし、職業上・生活環境等により、特に足部の耐久性を高める必要があると認められる場合は、木製足部以外の足部にも表革及び裏革を加算することができる。

ウ リアルソックスを必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格に、「修理基準の才の外装」に定める額を加算すること。

(6) 完成用部品の交換

ア アライメント調整を必要とするもの

- a アライメント調整を必要とするものとは、支持部に手を加えないと修理できない完成用部品の交換であること。
- b 前留金具部品交換は、全体の交換とし、支持部の価格を加算できないこと。
- c 溶接は、アライメント修正及び支持部修正を必要とする溶接であること。
- d 外装を必要とする修理は、外装の価格を加算することができる。

イ アライメント調整を必要としないもの

- a アライメント調整を必要としないものとは、支持部、外装に手を加えるこ

- となく修理ができる完成用部品の交換であり、各パーツの小部品の交換とすること。ただし、ネジ類の交換は、部品交換として加算できないこと。
- b 溶接は、外装交換の有無にかかわりなく支持部修正を必要としない溶接であること。
 - c 吸着バルブの交換は、単独の場合とソケット交換に付随する場合とに区分され、単独の場合にのみ部品交換の基本価格を加算すること。
 - d その他の電動ハンドおよび電動フックについては、手先具部品で対応すること。
 - e その他のリストユニット用部品およびローテーターは手継手部品として扱うこと。
 - f その他の接続ケーブルおよびコントローラー、コネクタブロック、内蔵バッテリーは接続ケーブル部品として扱うこと。
 - g その他の電極およびスイッチは、電極部品として扱うこと。
 - h 電動式における、完成用部品の交換は、完成用部品の交換に係る基本価格に、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算した額をもって修理価格とすること。なお、1回の修理において同一の完成用部品の名称内で複数の完成用部品を交換する場合であっても、基本価格は該当する交換部品の価格1回のみの適用とすること。
 - i その他アライメント調整を必要とするもの以外の修理であること。

2 骨格構造義肢

骨格構造義肢の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の106に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとすること。

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格に、完成用部品の外装用部品を加算した額をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる額に、「修理基準のカ 完成用部品」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、ストッキネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、K BMウェッジ、断端袋、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイルポンプの交換の場合には、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に「修理基準のキのソケットの調整」に定める額をもって修理価格とすること。

(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算することができる。
2 ア、ウ又はカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算すること。
3 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。

(1) ソケットの交換

ア 基本価格及び複製価格

- (ア) 基本価格は、採寸又は採型と仮歩行を含み、ソケット交換を行う場合の価格であること。
(イ) 複製価格は、使用中の義足からソケットを復元し、仮歩行を含むソケット交換を行う場合の価格であること。
(ウ) 上記(a)又は(b)の工程により、大幅に支持部を修正する必要がある場合は、当該支持部の使用材料ごとに支持部の価格を加算することができる。

イ ソケットの価格

- (ア) ソケットの価格は、ソケットの基本価格又は複製価格の採型区分に基づき使用材料ごとに加算すること。
(イ) 二重式ソケットは、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。

(2) ソフトインサートの交換

ア ソケット交換に付随する場合の価格とは、ソケット交換を行う時に付属的にソフトインサートを製作する場合の価格であること。

イ 単独の場合の価格とは、ソフトインサート交換のみを行う場合であり、使用中のソフトインサートから陽性モデルを作りソフトインサートを製作する場合の価格であること。ただし、皮革、皮革・フェルトの材料を使用する場合には、陽性モデルの製作を省略することができること。

(3) 支持部の交換

支持部交換は、ソケット交換を行う場合にのみ加算すること。

(4) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の取扱いについては、第1の1の殻構造義肢に準ずること。

(5) 外装の交換

ア フォームカバーの交換を行う場合にのみ加算すること。

イ リアルソックスを必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格に、「修理基準の才の外装の交換」に定める額を加算すること。

(6) 完成用部品の交換

ストッキネット、吸着バルブ、エアパイロンポンプ等の交換及び断端袋の購入(交換を含む。)については、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。

3 装具

装具の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとすること。

修 理 項 目	価 格
ア 継手及び支持部の交換	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格」に掲げる価格に、「修理基準のアの継手及び支持部の交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。
イ 完成用部品の交換	修理項目ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。
ウ マジックバンドの交換	修理箇所ごとに 25mm幅のもの及び 50mm幅のものは「修理基準のウのマジックバンドの交換」に定める額とすること。ただし、裏付きの場合には、当該価格を 2 倍した額を修理価格とすること。
エ 溶接	修理箇所ごとに「修理基準のエの溶接」に定める額とすること。
オ その他の交換・修理	
(ア) 修理部位 下肢装具 靴型装具 体幹装具	修理項目ごとに「修理基準のエのその他の交換・修理の(ア)の修理部位」に定める額とすること。 足底裏革交換又は足底ゴム交換 本底交換 足底挿板交換 半張交換 踵交換 積上交換 底張かけ交換 ファスナー交換 細革交換 硬性コルセット 筋金交換 軟性コルセット 筋金交換
(イ) (ア)以外の部位	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格」に掲げる価格とすること。

(注) 1 採型又は採寸を必要とする修理については、「購入基準のウの基本価格」に掲げる価格を加算することができること。
 2 ア又はオ ((イ)に係るものに限る。) の修理で完成用部品を必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算することができること。
 3 靴型装具は、右又は左の一側を一単位とすること。
 4 本底交換の価格は、踵部品の価格を含むものであること。
 5 革底の細革交換は、革底の価格を加算すること。

完成用部品の交換において、2つ一組の完成用部品を1つ用いる修理の場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格に対して 1 / 2 を乗じた額をもって修理価格とすること。ただし、標準靴を除くものとすること。

4 座位保持装置

座位保持装置の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修理項目	価 格	
	寸 法 調 整	形 状 調 整
ア 支持部の交換	「購入基準のエの製作要素価格の(ア)の支持部」に掲げる価格に、「修理基準のアの支持部の交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整	修理項目ごとに「修理基準のイの支持部の調整」に定める額とすること。	
頭 部 上 腕 部 前腕・手部 体 幹 部 骨盤・大腿部 下 腿 部 足 部		
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の支持部の連結」に掲げる価格に、「修理基準のウの支持部の連結、連結角度調整用部品の交換」に定める額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換	購入基準の製作要素価格の構造フレームに掲げる基本価格に、「修理基準のエの構造フレームの交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。 車椅子及び電動車椅子としての機能を附加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車椅子及び電動車椅子の修理基準に準ずること。	
オ 付属品の交換	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の付属品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
カ 調節機構の交換	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の調節機構」に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
キ マジックバンドの交換	25mm 幅のもの及び 50mm 幅のものは「修理基準のキのマジックバンドの交換」に定める額とし、裏付きを必要とする場合には、当該価格を 2 倍した額とすること。	
ク 完成用部品の交換	修理項目ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
(注) 採寸又は採型を必要とする修理については、「購入基準のウの基本価格」に掲げる価格を加算することができる。		

継手の交換において、2つ一組の義肢・装具の完成用部品を1つ用いる場合は、「購入基準の殻構造義肢の完成用部品」、「購入基準の装具の完成用部品」に掲げる価格に対して 1 / 2 を乗じた額をもって修理価格とすること。

第3 補聴器の加算に関する取扱い

デジタル式補聴器で、調整が必要な場合に加算することができる、「補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者」は、補装具事業者に配置されている言語聴覚士又は認定補聴器技能者とすること。

なお、支給申請にあたって提出する見積書には、上記の者が調整を行う旨、明記することとし、引渡し時に、様式1により適切に調整が行われた書類を領収書に添えて提出すること。

第4 人工内耳用音声信号処理装置の修理に関する取扱い

人工内耳用音声信号処理装置の修理について、以下の場合に補装具費支給制度（修理）での対応を可能とすること。

①対象者

人工内耳装用者のうち、医師が当該人工内耳音声信号処理装置の修理が必要であると判断している者

②対象機器の範囲

人工内耳用音声信号処理装置（標準型・残存聴力活用型）のみ

※以下に掲げる機器は対象外である。

ア 人工内耳用インプラント

イ 人工内耳用ヘッドセット（マイクロホン・送信コイル・送信ケーブル・マグネット・接続ケーブル等）

ウ 人工内耳用音声信号処理装置の電池

※新機種を使用したい等、本人の選好による機器の交換は対象外である。

※人工内耳用材料が破損した場合等の交換は医療保険給付の対象である。

なお、市町村は、「補装具費支給申請書」、医師が作成した「人工内耳用音声信号処理装置 確認票（様式2）」、修理見積書等に基づき、更生相談所の判定を要せず、支給決定して差し支えないこと。

支給決定に当たって、市町村は、当該人工内耳音声信号処理装置について、補装具事業者（人工内耳メーカー）や本人への聞き取り等により、以下の項目を確認すること。

- ・補装具事業者が定める保証期間を経過していること
- ・補装具事業者が修理可能と判断していること
- ・申請者が、人工内耳音声信号処理装置の修理を対象とした任意保険に加入していないこと。

第5 モジュラー方式車椅子に関する取扱い

モジュラー方式の車椅子を構成する部品は、別表「モジュラー方式車椅子の構成」に掲げるものとすること。

別表

モジュラー方式車椅子の構成

名 称	構成内容	構 成 部 品
フレーム	サイドフレーム	サイドベースフレーム、サイド拡張フレーム（一体型も同じ）
	クロスフレーム	折りたたみフレーム（固定連結フレームも含む）
身体支持ユニット	バックサポート	バックサポート、 バックサポートパイプ
	座	座布（座シートも同じ）
	アームサポート	アームサポート、アームサポート取付部品、サイドガード
	フットサポート	フットサポート（フットプレート（パイプ状プレートも同じ）、ステップポストを含む）、レッグサポート
大車輪	駆動輪	ハブ取付部品、ハブ、ハブ軸、スポーク、リム、タイヤ、チューブ、ハンドリム
キャスター	キャスター	キャスター（キャスターフォーク、キャスター系統、キャスター取付部品、キャスターホイール、キャスタータイヤを含む）
ブレーキ	ブレーキ	ブレーキ、ブレーキ取付部品

第6 車椅子及び電動車椅子に関する取扱い

1 バッテリーの取扱い

電動車椅子のバッテリーについては、日常生活圏における坂道及び悪路の状況等、使用者の使用環境等を十分把握し、適切なバッテリーを選定すること。なお、リチウムイオンバッテリーは、原則として簡易型電動車椅子に限り支給可能であること。

2 対象者例及び構造

車椅子及び電動車椅子に、障害状況等に応じた部品等を追加する場合の対象者例及び構造は次のとおり。

項 目	1 台分 又は 1 個分	対 象 者 例	構 造
背クッション	個	背部の褥瘡危険性がある者。軽度の座位困難性があり、座位保持に必要な場合。	ウレタン等を主材料とする。

特殊形状クッション(骨盤・大腿部サポート)	個	座位保持が困難で臀部・大腿形状に沿った形状のクッションが必要な者。(座位保持装置のモールド型までは必要な者。)	ウレタンを主材料とし、座位保持機能を高めたもの。
クッションカバー(防水加工を施したもの)	個	失禁が頻回等の理由から防水用クッションカバーを必要とする者。	防水加工を施したもの。
クッション滑り止め部品	台	足こぎ操作や、移乗動作によりクッションのズレが頻繁に生ずる者。	座面にベルクロや滑り止め効果のある素材を縫製したもの。
延長バックサポート	台	体幹の筋力低下により、背当ての延長が必要な者。リクライニング、ティルト機構を有する車椅子には必要。	バックサポートパイプを延長し、背当てシートを張ったタイプ。枕を含まない。
枕(オーダー)	台	体幹筋、頭部筋の麻痺等により頭部の位置を微調整する必要がある者。	利用者の頭頸部に適合させたオーダーメイドの枕。カバー含む。(レディメイド(カバー含む)の価格は50%)
張り調整式バックサポート	台	体幹の筋力低下や脊柱変形等により、一枚ものの背当てシートでは座位の安定性確保が困難な者。	バックサポートパイプ間に5cm幅程度のベルトを数本張り、クッション入りカバーで覆う構造。(背クッションの同時加算は不可。)
高さ調整式バックサポート	台	成長期の児童。最初の1台目の車椅子で、障害の状況の変化等により背当て高さ変更があり得る者。	バックサポートパイプの長さが可変できる構造。
後弯対応調整式バックサポート	台	背張り調整のみでは対応できない場合(高度後弯の場合等)には必要。(特例補装具の取扱い)	バックサポートパイプの途中に角度可変部品が取り付けられている構造。
骨盤サポート	台	脊柱の変形等により骨盤部を支持する必要がある者。	バックサポートパイプの骨盤部に部品が取り付けられ、張り調整が可能なベルトを通している構造。
背折れ機構	台	背当てが高く、自動車のトランク等への収納が頻繁にある場合等に必要。	バックサポートパイプの途中から折りたたみ可能な構造。
背座間角度調整機構	台	成長期の児童。最初の1台目の車椅子で、使用の慣れ等により背当て角度の変更があり得る者。	バックサポートパイプと座ベースパイプの交点付近に角度可変部品を取り付けた構造。
高さ角度調整式アームサポート	個	成長期の児童等でアームサポートの高さの変更の必要がある者。上肢筋力低下、可動域制限等によりアームサポートの高さ調整を要する者で、かつ、上肢筋力低下により、ティルト時に肘が落ちる場合に必要。	肘を乗せる部分が上下に可動(複数の穴にネジ等で固定)する構造、かつ、肘を乗せる部分の角度が可変する構造。
高さ調整式アームサポート(段階調整式)	個	成長期の児童等でアームサポートの高さの変更の必要がある者。上肢筋力低下、可動域制限等によりアームサポートの高さ調整を要する者。	肘を乗せる部分が上下に可動(複数の穴にネジ等で固定)する構造。
角度調整式アームサポート	個	上肢筋力低下により、ティルト時に肘が落ちる場合に必要。	肘を乗せる部分の角度が可変する構造。
跳ね上げ式アームサポート	個	移乗動作時に必要な者。	アームサポートをフレームに連結する部品に可動性を持たせ跳ね上げを可能とする構造。
脱着式アームサポート	個	移乗動作時に必要な者。	アームサポートをフレームに差し込む構造等。
アームサポート	個	上肢筋力低下により、肘が落ちやすい	肘当ての幅を6cm以上の幅広タ

拡幅		者。	イプとしたもの。
アームサポート 延長	個	リクライニング時に肘が落ちる者。	肘当ての長さを後方に延長したもの。
脱着式レッグサポート	個	足こぎが主な操作手段の者。移乗動作時に必要な者。	フレームパイプに部品を取り付け、レッグサポートを差し込む等の構造。
挙上式レッグサポート (パッド形状)	個	膝関節の屈曲制限がある者。	歯形の形状又はメカニカルロックでレッグサポートフットサポートを挙上できる構造。
開閉挙上式レッグサポート (パッド形状)	個	膝関節の屈曲制限がある者。	歯形の形状又はメカニカルロックでレッグサポートフットサポートを挙上できる構造、かつ、フレームパイプに部品を取り付け、レッグサポートを差し込む等の構造。
開閉・脱着式レッグサポート	個	移乗動作時に必要な者。	フレームパイプに部品を取り付け、レッグサポートを差し込む等の構造。
フットサポート 前後・角度・左右調整	個	成長期の児童。足関節の可動域制限がある者。下肢装具をつけたまま車椅子に乗車する者等。	複数の穴を持つフットサポートをクランプで挟む構造等。
ヘッドサポート ベース (マルチタイプ)	台	体幹筋、頭部筋の麻痺等により頭部の位置を微調整する必要がある者。リクライニング、ティルト機構を有する車椅子には必要。	頭頸部を支持するためにバックサポートパイプに取り付けられるベース部品。高さ・前後・角度調整が可能なもの。枕を含む。
座張り調整機構	台	成長期の児童で座の奥行きの変更の必要がある者。下肢、体幹筋の麻痺等により座面を調整する必要がある者。	座のベースパイプ間に5cm幅程度のベルトを数本張り、カバーで覆う構造。
座奥行き調整 (スライド式)	台	成長期の児童で座の奥行きの変更の必要がある者。下肢、体幹筋の麻痺等により座面を調整する必要がある者。	座のベースパイプの長さが可変できる構造。
座板	台	スリング式のシートでは座位保持が困難な者。	硬度が高い板。材質は木材又は樹脂。
延長用ブレーキ アーム	個	片麻痺者の麻痺側等に必要。	ネジ等で延長棒を取り付ける構造。
ノブ付きハンドリム	個	上肢筋力低下により、駆動にノブが必要な者。	ハンドリムに複数のノブを溶接した構造。
車軸位置調整	台	成長期の児童で車軸の位置の変更の必要がある者。最初の一台目の車椅子の場合等で購入後に車軸位置の変更があり得る者。	車軸取り付け位置を複数の穴又はスライド可能なプレート等で調整可能な構造。
大車輪脱着ハブ (クイッククリリース)	個	車載などの際、簡単に取り外せることで車椅子を小さく、また持ち運びやすくするため。車軸位置調整構造の際必要。	車輪中心のボタンを押すことにより脱着可能な構造。
ノーパンクタイヤ (車椅子用)	個	メンテナンスフリーを希望する者。	ハイポリマー製のもの又はこれに準ずるもの。
転倒防止装置 (キャスター付き折りたたみ式)	個	頻繁に段差を介助する際等に必要。	ワンタッチで折りたたみ可能な構造。キャスター付き。
ガスダンパー	個	使用者の体重が重い場合のティルト、リクライニング機構に必要。	ガス圧式のダンパー。ティルト機構等に取り付け。
幅止め	個	体重が重い方等でバックサポートパイプ等のたわみ防止に必要な者	バックサポートパイプ間又はベースパイプ間の芯張り。

高さ調整式手押しハンドル	台	ティルト、リクライニング時に介助する場合に必要。	バックサポートパイプに沿って押し手がスライド可能な構造。
車載時固定用フック	個	車載固定等	フックをフレームに溶接された構造等。4個まで。
日よけ(雨よけ)部品	個	雨天外出が多い者。直射日光に弱い者。傘ホルダー等。(雨天走行時は取扱説明書の注意事項を参考すること。)	傘の持ち手を挟んでバックサポートパイプ等に取り付ける構造等。
6輪構造	台	職場や家屋が狭隘な場合。	フレーム中心部に大車輪があり、後輪キャスターを2個有するもの。前輪キャスター上げも可能な構造。
成長対応型加算(車椅子)	台	成長期の児童、その他購入後に大幅な変更が見込まれる者等。	バックサポート高さ、座奥行き、背・座張り調整、フットサポート前後調整、車軸位置調整、脱着ハブ、その他成長対応に必要な構造を有すること。
成長対応型加算(電動車椅子)	台	成長期の児童、その他購入後に大幅な変更が見込まれる者等。	バックサポート高さ、座奥行き、背・座張り調整、フットサポート前後調整、その他成長対応に必要な構造を有すること。
痰吸引器搭載台	台	痰吸引器を常時使用する必要がある者。	車椅子フレーム下部等に台を取り付けた構造。
前方オフセットフレーム	個	装具を付けた方のためなど通常のフレームでは他の福祉機器との併用が不可能な場合。(特例補装具の取扱い)	レッグサポートの斜めパイプを後方にオフセットした構造。
フレーム補強	台	体重100kg以上の者。不随意運動や緊張が激しい者など補強を必要と認めた場合。(特例補装具の取扱い)	三角プレート等を溶接、又は二重パイプにする等、強度を高める構造。
背パッド座パッド	個	軽度の座位困難性があり、保持に必要な場合。(特例補装具の取扱いとし、価格は座位保持装置の付属品を参考とする。)	ウレタン等を主材料とし、背当てや座クッション面に装着するもの。
電動スイングチンコントロール一式	台	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。あごで操作が可能な者。	下記パーツから構成された構造。
(パーツ) パワースイングチンアーム	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	電動により可動するコントローラー取り付けアーム。
(パーツ) チン操作ボックス	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	あご操作用のコントロールボックス。
(パーツ) セレクター	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	走行、リクライニング等の操作切り替え用のスイッチ。
(パーツ) 液晶モニタ	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	操作切り替えの状況等を表示するための液晶モニタ。
(パーツ) 頭部スイッチ・取付金具	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。	頭部で走行、リクライニング等の操作切り替えを行うためのスイッチとフレームに取り付けるための金具。
手動スイングチンコントロール一式	台	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。スイングアームの位置調整は介助者が行う場合。	下記パーツから構成された構造。
(パーツ) 手動スイングチンアーム	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。スイングアームの位置調整は介助者が行う場合。	手動により可動するコントローラー取り付けアーム。
(パーツ) チン	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が	あご操作用のコントロールボックス。

操作ボックス		不可能な者。	クス。
手動スイッチアーム	個	上肢の可動域制限等により、コントローラー位置が、身体の中央になるような場合必要。	操作ボックスを任意の場所に取付が可能なアーム。
多様入力コントローラ（非常停止スイッチボックス）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	非常停止スイッチ付きの多様入力コントローラ。
多様入力コントローラ（4方向スイッチボックス）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	十字配列型の4ボタン。
多様入力コントローラ（4方向スイッチボード）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	並列配置の4ボタン。
多様入力コントローラ（8方向スイッチボックス）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	円形配置の8ボタン。
多様入力コントローラ（8方向スイッチボード）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	楕円形配置の8ボタン。
多様入力コントローラ（小型ジョイスティックボックス）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	小型のジョイスティック。
多様入力コントローラ（フォースセンサ）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	フォースセンサ内蔵のコントローラ。
多様入力コントローラ（足用ボックス）	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	足指や足底での操作に耐えるよう耐久性の高いコントローラ。
簡易1入力一式	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	スキャン式で、1ボタンで走行操作が可能な仕様コントローラ。
延長式スイッチ	個	上肢筋力低下や可動域制限等により、スイッチの延長が必要な者。	材料—樹脂
レバーノブ各種形状	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊なノブが必要な者。	材料—樹脂
感度調整式ジョイスティック	台	上肢筋力低下や病状進行等により、ジョイスティックの傾倒感度を、前・後・左・右それぞれ独立に変更することが必要な者。	プログラム変更により、ジョイスティックの傾倒感度を、前・後・左・右それぞれ独立に変更調整が可能なもの。
ジョイスティックのバネ圧変更	台	上肢筋力低下等により、バネ圧を低くする等の対応が必要な者。	バネの変更による操作力調整。(弱くしすぎると事故につながるため注意を要する。)
前輪パワーステアリング	台	悪路での使用が多い場合。不随意運動等による操作不安定が、これにより解消する場合。	前輪を自在輪とせず、電動で操作する構造のもの。
前輪駆動後輪自在輪式	台	悪路での使用が多い場合。不随意運動等による操作不安定が、これにより解消する場合。ベッド、机等へ寄り付きやすくなる場合等。	前輪を駆動輪、後輪を自在輪としたもの。加算額は設けない。
簡易型電動装置	台	一回充電の航続距離を長く必要とする	駆動方式としてA C サーボモー

サーボモーター式		者。メンテナンスフリーを希望する者。	ターを採用したもの。
ノーパンクタイヤ（電動車椅子前輪）	個	メンテナンスフリーを希望する者。	ホイール付き。
ノーパンクタイヤ（電動車椅子後輪）	個	メンテナンスフリーを希望する者。	ホイール付き。
手動リクライニング装置交換	台	手動リクライニング式電動車椅子の修理時交換価格。	リクライニング機構が手動のもの。
スイッチボックス別箱	個	上肢筋力低下や可動域制限等によりスイッチボックスを別箱で必要とする場合は特例対応。	コントロールボックスについているスイッチを別箱により任意の場所に取り付ける構造。

第7 歩行器に関する取扱い

歩行器のうち、下記の項目の支給を行う場合の対象者例及び構造は次のとおり。

項目	1台分 又は 1個分	対象者例	構造
歩行器（後方支持型）	台	前方支持型のものでは歩行姿勢が前傾しやすい者であって、後方支持型であっても転倒危険性がない者、かつ、これによって実用的な歩行が可能となる者。	基本構造は四輪歩行器（腰掛けなし）に準じ、フレームが側方及び後方にあり、上肢及び骨盤後方を支持する構造。
歩行器（サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのもの）	台	成長期の児童等で、上肢支持のみの自立位が困難であるが、臀部のわずかな支持があれば実用歩行が可能になる者であって、かつ、歩行器の握りを把持することが困難等の理由からテーブル面に上肢を支持することで実用歩行が可能になる者。	基本構造は四輪歩行器（腰掛けなし）に準じ、サドル・テーブル等を有する構造。

様式 1

デジタル補聴器の装用に関し専門的知識、技術を有する者の証明

_____ 氏の補装具費支給申請（補聴器）について、
以下の者がデジタル補聴器の調整を行ったことを証明します。

令和 年 月 日
(補装具事業者名及び代表者名)

調整を行った者の氏名（ ）

（ 言語聴覚士 ・ 認定補聴器技能者 ）

（言語聴覚士免許証、認定補聴器技能者認定証書又は認定補聴器技能者カードの写し）

※貼付欄

様式2

人工内耳用音声信号処理装置 確認票

障害者総合支援法による補装具費支給にあたり、下記の内容について、確認しました。

(元号) 年 月 日

医療機関名 _____
所 在 地 _____
診療担当科 _____
作成医師氏名 _____

記

【患者情報】

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日 年齢 _____ 歳

住 所 _____

身障手帳障害名と等級

_____ (_____ 種 _____ 級)

【使用している人工内耳用音声信号処理装置】

メーカー名 : _____

機 種 名 : _____

【確認項目】

以下に該当する場合は□に☑を入れてください。

- 該当の人工内耳音声信号処理装置はメーカーの保証期間外となっている。
- 人工内耳音声信号処理装置の交換では無く、修理が必要である。
- 人工内耳メーカーと提携する任意保険（動産保険）に加入していない。